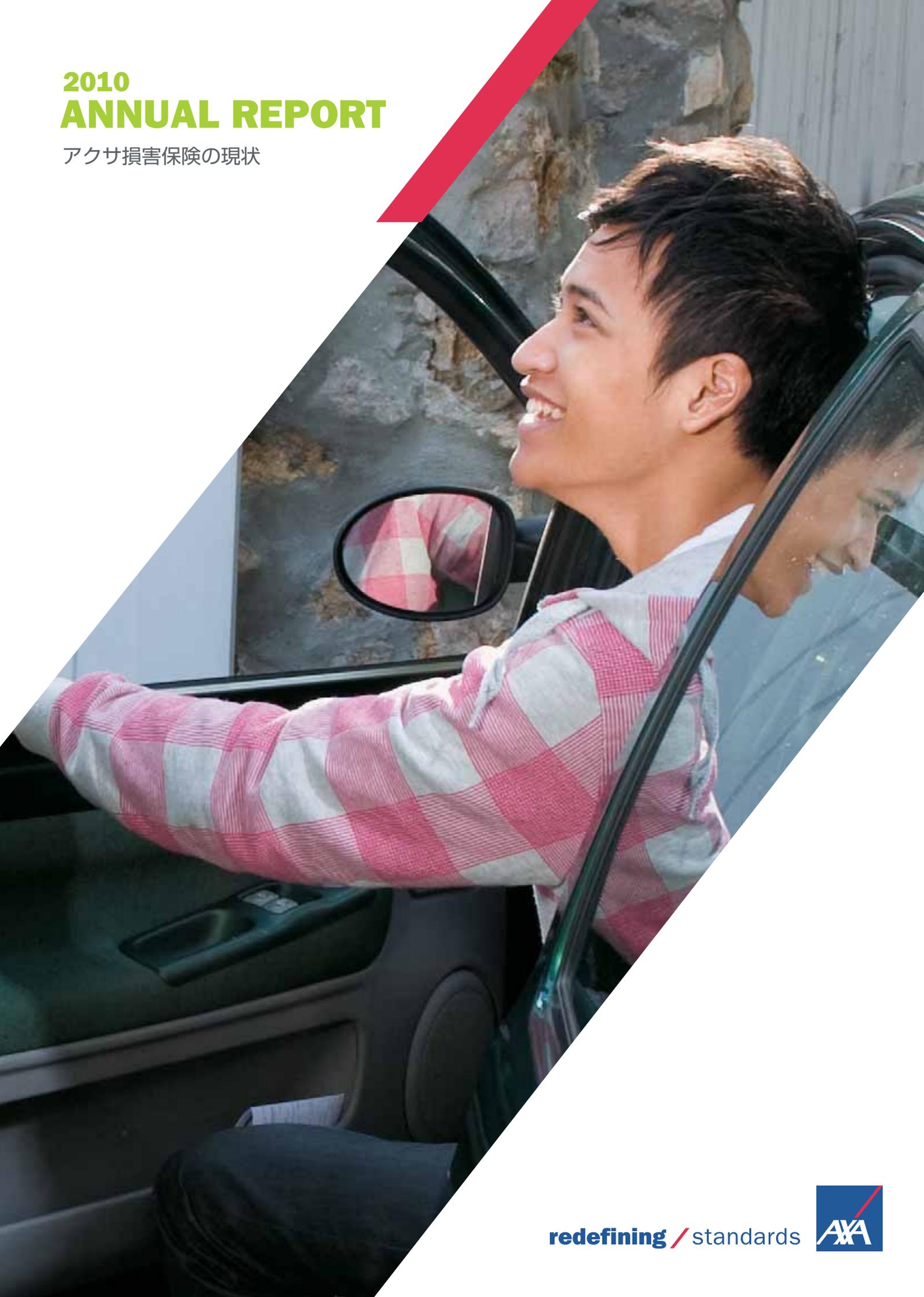


2010 ANNUAL REPORT

アクサ損害保険の現状



redefining / standards



AXAのビジネスの根幹にあるもの

Strategy

AXAのビジネスは、損害保険、生命保険・貯蓄、資産運用という3つの分野から成り立っています。私たちの戦略とそのビジネスモデルがもたらしてきた実績は、その有効性を証明するものであり、AXAが向かうべき方向性を示しています。

AXAはこれまで、確固たる戦略的決断を行ない、次のような強みを築いてきました。これらは今日、私たちのビジネスの源泉となっています。

- ・事業を展開する各国の市場における強固なポジション
- ・多様な営業チャンネル
- ・リスク管理における優れたノウハウ
- ・効率的な事業運営
- ・人材育成を重視する姿勢
- ・3つのコア・アティチュード (available, attentive, reliable)

Vision

AXAのアンビションは、私たちの主要なステークホルダーである、お客さま、ディストリビューター、社員、株主、そして社会から、“選ばれる企業”になることです。この目的を達成するためにAXAは、真の意味での差別化を図り、主要なステークホルダーから寄せられている信頼を損なうことなく、私たちのビジネスにおける新しい基準をつくっていきます (redefining/standards)。

Value

すべてのAXAの社員は、常に次の5つのバリューに基づいて行動します。プロフェッショナリズム、革新性、現実的な考察力、チームスピリット、誠実
AXAのバリューは、世界中のAXAの社員によって、日々実践されています。

Responsibility

私たちのビジネスは、長期にわたって人々の生活をお守りするというものです。したがって、私たちの持つスキルやリソース、リスクに関する専門知識を活用し、より安全で安定した社会を築くために貢献していく責任があります。

私たちの企業としての社会的責任とは、お客さまに対してはそのニーズに真摯に耳を傾けること、株主に対しては責任を持ってリスクを管理すること、ビジネスパートナーに対しては公正に接すること、そして社員に対しては信頼と多様性、AXAのバリューを尊重する職場環境を構築することです。また、環境の保護においてもその役割を果たし、社会やコミュニティに対しても支援を提供していきます。

Mission

AXAは、お客さまのご家族や財産をリスクからお守りし、貯蓄や資産を大切に管理することによって、お客さまの人生に安心をご提供します。

日々移り変わる人生には、さまざまな困難が起こり得ます。AXAの社員はそんな時、お客さまのそばにいて、新たなチャレンジと将来への備えをサポートします。

AXAは1817年にフランスで生まれ、
世界57の国と地域、約9,600万人のお客さまから信頼をいただいている
世界最大級の保険・資産運用グループです。

運用資産総額 約 **133兆1,382** 億円
(約1兆140億ユーロ)

総売上 約 **11兆6,800** 億円
(約901億ユーロ)

純利益 約 **4,665** 億円
(約36億ユーロ)

世界に 約 **21** 万6,000人の従業員

世界に 約 **9,600** 万人のお客さま

アンダーライニング・
アーニングス
(基本利益) 約 **4,994** 億円
(約39億ユーロ)

世界 **57** の国と地域で
事業展開

S&P 保険財務力格付け **AA-**



数値は2009年AXAグループ実績

※ 換算レート

総売上、売上、アンダーライニング・アーニングス、純利益：1ユーロ=¥129.60(2009年平均)

運用資産総額：1ユーロ=¥131.30(2009年12月末)

※ 標記の格付けは2010年6月末時点のAXAグループの中核事業子会社に対する評価であり、将来的には変化する可能性があります。また、格付けは格付機関の意見であり、保険金支払い等についての保証を行なうものではありません。最新の格付けはスタンダード&プアーズ社のホームページをご覧ください。

CONTENTS

	ごあいさつ	03
	AXAの日本における事業展開	04
01	アクサ損害保険の現況	06
1	経営指標	06
2	2009年度(平成21年度)における事業概況	07
3	内部統制システム構築の基本方針	09
4	コンプライアンス(法令遵守)の体制	10
5	リスク管理	10
6	勧誘方針	12
7	お客さまに関する個人情報の取扱いについて(プライバシーポリシー)	12
8	利益相反管理体制	13
9	保険金等支払管理態勢	14
10	反社会的勢力に対する基本方針	14
11	監査・検査体制	15
12	社会貢献活動	15
13	取扱商品	16
14	お客さまサービス	18
15	保険のしくみ	20

DATA

02	業績データ 当社の主要業務に関する事項	25
03	業績データ 財産の状況	38
04	会社概要	47
	損害保険用語の解説(50音順)	52

“

**保険・資産運用における世界最大級のAXAグループの一員として、
新たな価値を提供し、社会から尊敬され、
「選ばれる企業」となるべくまい進してまいります。**

”

ご契約者さまをはじめ、皆さまには日頃からご愛顧いただき心より御礼申し上げます。ここに本年のディスクロージャー資料をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

2009年度は、世界的な金融市場の混乱による影響が続く中、アクサダイレクトにおいては、引続き主力商品である自動車保険の販売が好調に推移し、2009年12月末には保有契約件数が70万件を超えました。また、昨年度に引続き、今年度も単年度黒字を達成することができ、経常利益は昨年度に比べ大幅に増加しました。

商品面においては、主力の自動車保険において特約の改定や引受規定の見直しによる充実を図りました。販売チャネルについては、電話、インターネット等によるダイレクト販売をベースに、媒介型代理店の開拓、銀行との提携販売など、その拡大と多様化に向けた取組みを行っております。

また、自動車保険に加え、傷害保険、医療保険の販売を開始しております。さらに新たな団体傷害保険の販売も開始し、お客さまの多様なニーズにお応えすべく努力を続けております。

損害サービス面においては、保険金の支払漏れ問題を踏まえ、適正な業務運営の維持とお客さまサービスの強化を重要な課題とし、継続的な取組みを行っております。具体的には、お客さまへの経過報告、休日の事故対応の一層の強化、重傷事故急行サービスや保険金支払審査会の導入などにより、質の高いサービスを実感していただけるよう改善を重ねております。

コスト管理の観点では、広告投資を総体的に最適化することによって、コストの効率化を図るとともに、システムの導入などによる業務効率の向上と、経費削減を継続的に行っております。

今後もこうした方針を継続するとともに、新たな販売チャネルや保険商品等の開発に取組み、新規事業の開拓をすることで、さらなる収益基盤の拡大と収益性の向上を目指してまいります。

中期的な観点では、AXAグループが掲げる目標「Ambition AXA」の達成を目指し、商品、サービス、販売チャネルの一層の強化と多様化を図るとともに、インターネットやモバイルにおける新型ツールの導入、社内の事務効率を上げる次世代システムの導入など、新しい価値の創造に取り組んでまいります。

AXAグループは事業展開する業界において、お客さま、株主、社員、社会など主たるステークホルダーから「選ばれる企業となる」というビジョンの下、ビジネスのありかたを見直し、大切なお客さまに、available（常にお客さまのそばに）で、attentive（配慮が行き届いた）で、reliable（信頼できる）な姿勢を貫き、長期的な信頼を築き上げることを目指しております。ビジネスの向上のみならず、企業統治の強化、法令遵守を常に念頭におき、適正な企業運営を行い、企業としての社会的責任を果たすことも重要な目標として取り組んでおります。アクサダイレクトにおきましても、AXAグループの一員として、社会から尊敬され、「選ばれる企業」となるべくまい進してまいります。

今後とも、なお一層のご愛顧、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。



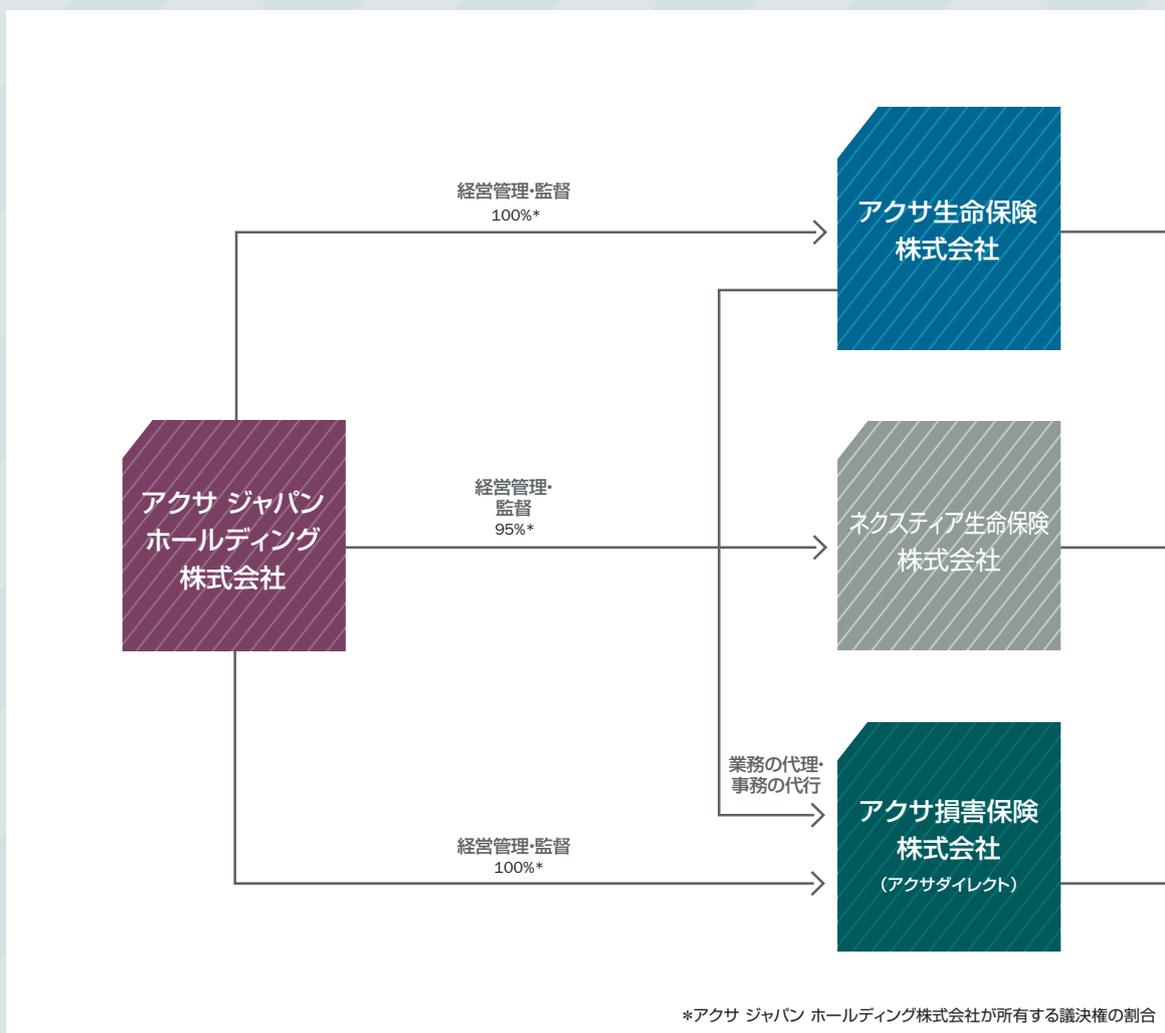
2010年7月

アクサ損害保険株式会社
代表取締役社長 藤井 靖之

藤井 靖之

AXAの日本における事業展開

AXAは日本において、保険、資産運用、アシスタンスなど
 フィナンシャル・プロテクションに関わるさまざまな分野で事業を展開しています。
 保険分野を担当する3社を中心に、AXAのメンバーカンパニーが密に連携しながら、
 お客様の一生涯をサポートする商品・サービスをご提供しています。



その他のAXAメンバーカンパニー

資産運用サービス

- アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社
- アライアンス・バーンスタイン株式会社

不動産投資・資産管理サービス

- アクサ・リアル・エステート・インベストメント・マネジャーズ・ジャパン株式会社

生命保険業

■生命保険業免許に基づく保険の引受け

保険業法第3条第4項第1号、2号および3号に係る保険の引受けを行なっています。

■資産の運用

保険料として収受した金銭等の資産の運用として、おもに貸付、有価証券投資、不動産投資等を行なっています。

- ・貸付業務 資産運用の一環として、企業・個人向けの貸付やコールローンを行なっています。
- ・有価証券投資業務 資産運用の一環として、有価証券(外国証券を含む)投資、有価証券の貸付を行なっています。
- ・不動産投資業務 資産運用の一環として、事業用ビルなどの不動産投資を行なっています。

付随業務

■国債等の引受け

保険業法第98条第1項第3号に係る国債などの引受けを行なっています。

■他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行

保険業法第98条第1項第1号に基づき、他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行を行なっています(アクサ損害保険株式会社の保険業に係る業務の代理および事務の代行等)。

生命保険業

■生命保険業免許に基づく保険の引受け

保険業法第3条第4項第1号、2号および3号に係る保険の引受けを行なっています。

■資産の運用

保険料として収受した金銭等の資産の運用として、おもに有価証券投資等を行なっています。

損害保険業

■損害保険業免許に基づく保険の引受け

保険業法第3条第5項に係る保険の引受けを行なっています。

■資産の運用

保険料として収受した金銭等の資産の運用として、おもに有価証券投資等を行なっています。

アシスタンスサービス

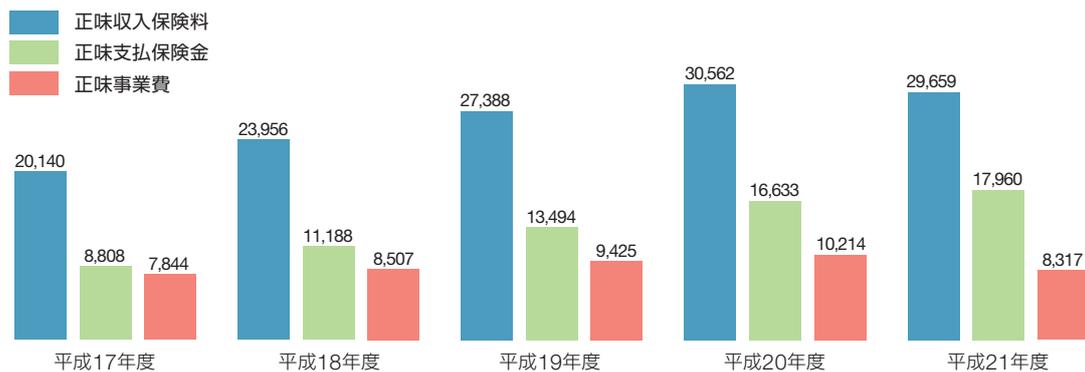
- アクサ・アシスタンス・ジャパン株式会社

01 アクサ損害保険の現況

1 経営指標

区分	平成20年度	平成21年度
正味収入保険料	30,562百万円	29,659百万円
正味損害率	60.8%	67.6%
正味事業費率	33.4%	28.0%
保険引受利益(△は損失)	△ 134百万円	4,372百万円
経常利益	416百万円	4,408百万円
当期純利益	420百万円	4,431百万円
ソルベンシー・マージン比率	541.0%	651.5%
総資産額	35,284百万円	38,796百万円
純資産額	3,161百万円	7,546百万円
その他有価証券評価差額金	1百万円	△ 44百万円

正味収入保険料・正味支払保険金・正味事業費の推移 (百万円)



用語説明

○正味収入保険料

ご契約者から直接受け取った保険料(元受保険料)に、保険金支払負担の平均化・分散化を図るための他の保険会社との保険契約のやりとり(受再保険料及び出再保険料)を加減した保険料であり、損害保険会社の売上規模を示す指標であります。

○正味損害率

正味収入保険料に対する支払った保険金の割合のことであり、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものであります。具体的には、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えて、前述の「正味収入保険料」で除した割合を指しております。

○正味事業費率

正味収入保険料に対する保険会社の保険事業上の経費の割合のことであり、正味損害率と同様に保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものであります。具体的には、損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受けに係る金額を加えて、「正味収入保険料」で除した割合を指しております。

○保険引受利益

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものであり、保険本業における最終的な損益を示すものであります。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額等であり、

○経常利益

正味収入保険料・利息及び配当金収入・有価証券売却益等の経常収益から、保険金・有価証券売却損・営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものであり、経常的に発生する取引から生じた損益を示すものであります。

○当期純利益

左記の経常利益に固定資産処分損益や価格変動準備金繰入額等の特別損益・法人税及び住民税・法人税等調整額を加減したものであり、事業年度に発生したすべての取引によって生じた損益を示すものであります。

○ソルベンシー・マージン比率

ソルベンシー・マージン比率は、巨大災害の発生や保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険に対する資本金・準備金等の支払余力の割合をいいます。また、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつであり、通常200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

○総資産額

損害保険会社が保有する資産の総額であり、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」であります。損害保険会社の保有する資産規模を示すものであります。

○純資産額

「総資産額」から、責任準備金等の「負債額」を控除したものが「純資産額」であり、具体的には貸借対照表上の「純資産の部合計」であります。損害保険会社の担保力を示すものであります。

○その他有価証券評価差額金

「金融商品に係る会計基準(いわゆる時価会計)」により、保有有価証券等については、売買目的、満期保有目的等の保有目的で区分し、時価評価等を行っております。その他有価証券は、売買目的、満期保有目的等に該当しない有価証券であり、この「その他有価証券」の時価評価後の金額と時価評価前の金額との差額(いわゆる評価損益)から法人税等相当額を控除したものが、その他有価証券評価差額金であります。財務諸表においては、貸借対照表上の純資産の部に「その他有価証券評価差額金」として計上しております。

2 2009年度(平成21年度)における事業概況

当期におけるわが国経済は、金融危機後の世界経済底入れを背景に輸出や生産が持ち直し、エコポイント制度等の経済対策による個人消費の押し上げ効果も見られました。しかしながら、長引くデフレ状況の中、雇用・所得環境の悪化の傾向が続く等、依然として厳しい状況となりました。

損害保険業界におきましても、実体経済の影響を強く受け、主力の自動車保険の不振が続いたことが主因となり、大手損害保険6社のうち5社の収入保険料が減収となりました。

このような情勢のもと、当社の収益はグループの目標であるAmbition 2012の達成に向けて順調に推移いたしました。今後も、引続き当該プロジェクトの中核をなす新規事業の開拓と効率的な業務遂行を目指してまいります。

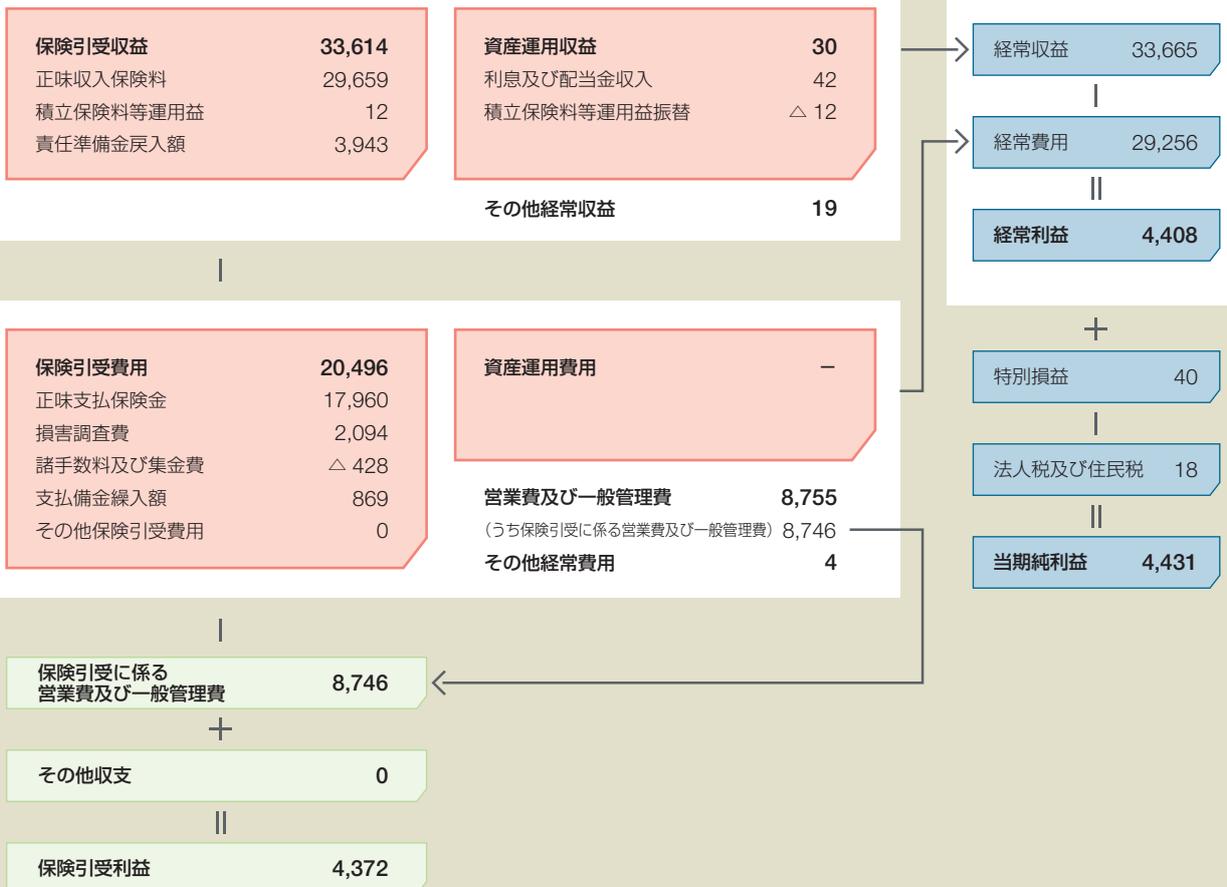
以下に平成21年度における事業の経過と成果等をご報告いたします。

「事業の経過」

昨年来の世界的な金融市場の混乱以降、景気回復の先行き不透明な状態が続き、消費行動にも「崇箒り」等の言葉に代表されるような「損失回避性」の傾向が見られた一方で、従来品と同様の品質、サービスを割安な価格で手に入れることができる商品へのニーズが顕在化しており、通信販売の保険のシェアは今後も一定の拡大が続くものと予想されます。しかしながら、新たなインターネット専門保険会社の設立等もあり、通信販売の保険マーケット内における價格的、商品的な競争がより厳しさを増してきております。

このような外部環境のもとにあって、当社の主力商品である「アクサダイレクト総合自動車保険」は新規契約件数が16万件となり、保有件数が前年より10.8%増加して70万件を超え、引続き増加基調を維持しております。また、この2年間で自動車保

決算のしくみ (単位：百万円)



険と医療保険の銀行窓販販売システムの構築が完了し、提携行は5行となりました。今後も、引き続き新規提携行の開拓に注力してまいります。

商品面においては、自動車保険・傷害保険・医療保険に加え、新たな団体傷害保険の販売を開始し、商品ラインアップの充実を図りました。また、保険法の施行に向けた商品の改定及び見直しを行い、平成22年4月より改定した商品の販売を始めております。

損害サービス面においては、保険金の支払漏れ問題を踏まえ、適正な業務運営の維持とお客さまサービスの強化を重要な課題とした推進計画を、昨年に引き続き実行してまいりました。平成21年4月に保険金支払の適切性を検証するための機関として、社外の弁護士・大学教授等で構成する「保険金支払審査会」を設置し、保険金支払に関する審査活動を実施してきております。

お客さまサービス強化の観点からは、平成21年4月から事故の相手方が重傷を負われた対人事故の場合、お客さまに直接お目にかかって解決までのプロセス等を丁寧に説明する「重傷事故急行サービス」を開始いたしました。平成21年11月からは、事故発生後1ヵ月間は原則として週に一度、1ヵ月以上解決に時間を要する事故では、1ヵ月に一度、お客さまに経過報告を行う体制といたしました。更に、事故発生の際にお客さまにご紹介できる提携修理工場についても、優良な無料代車のご提供ができ、品質の高い修理技術をもつ修理工場との提携を更に進め、GPSによる位置情報通知機能をセットしたアシスタンスサービスのご提供を含め、事故対応サービスの充実を図っております。また、平成22年4月1日に施行された保険法に向けて、支払期日管理強化のフローを整備しました。今後は、支払期日と実際の支払日を的確に管理し、支払期日管理状況をモニタリングしてまいります。

【事業の成果】

以上のような活動により、主力商品であるダイレクト自動車保険の元受正味保険料は、今決算期においても好調に推移し、前年同期比（以下、対前年という。）4.6%増の306億円となりました。これに団体普通傷害保険料9億円を合計した元受正味保険料は316億円となり、対前年4.1%の増収率となりました。保

険引受収益は対前年30億円増の336億円となり、資産運用収益及びその他経常収益を加えた経常収益は336億円となりました。一方、契約の拡大に伴い保険金の支払額も増加し、損害率は対前年6.8ポイント増の67.6%となりました。事業費につきましては、経費の節減及び効率的支出に努めた結果、事業費率は前年より5.4ポイント改善し28.0%になりました。また、平成22年1月より、自動車保険のリスクの一部を出再する比例再保険を開始しました。これによりソルベンシー・マージン比率が改善するとともに、異常危険準備金の取崩しが発生してまいります。以上により保険引受費用が204億円、営業費及び一般管理費が87億円となり、経常利益は44億円と前期に引き続き経常利益を確保いたしました。

これに価格変動準備金繰入額等の特別損益を加減し、法人税及び住民税を差し引いた後の当期純利益は44億円となりました。ソルベンシー・マージン比率は651.5%であり、充分な支払能力を保持しております。

【資産運用の概況】

当年度末の総資産は前年度末に比べ35億円増加し、387億円となりました。このうち、運用資産は前年度末に比べ79億円増加し、326億円となりました。

資産運用に当たりましては、保険業法等の諸規則を遵守しつつ、内規等に従った安全性及び流動性の高い金融商品へ投資した結果、利息及び配当金収入は42百万円となりました。

【会社が対処すべき課題】

昨年に引き続き、当社の主力商品であるダイレクト自動車保険の販売だけではなく、医療保険や傷害保険を中心とした新たな販売チャネルや保険商品等の開発と導入に取り組んでまいります。更に広告メディアの投資に関して全面的な最適化をすすめ、継続的に新契約獲得コストのパフォーマンスの改善をはかるとともに、平成22年5月に実施した新本社ビルへの各拠点の統合を通じて、一層の業務の効率化と生産性の向上にこれからも取り組んでまいります。

このような取組みを通じて、収益基盤の拡大と収益性の向上を推進していくことが今後の課題であります。

3 内部統制システム構築の基本方針

アクサ損害保険では、保険業という公共性の高い事業に対する社会的要請に応えるため、コーポレート・ガバナンスの充実・強化により、業務執行の公正性・効率性の確保に努めております。また、経営の健全性及び透明性を確保するとともに、お客さまをはじめとするすべてのステークホルダーの皆さまに信頼され、選ばれる会社となるために、内部統制システムを整備し、その有効性の確保に努めております。

内部統制システム

アクサ損害保険では、会社法及び会社法施行規則にもとづき、2006年5月の取締役会において業務の適正を確保するための体制を次のとおり決定しております。

1. 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 代表取締役によるコンプライアンス・ステートメント（法令遵守に関する声明）をコンプライアンスの基本方針とし、コンプライアンス推進体制の不断の見直しに努める。
- コンプライアンスマニュアルの整備、毎年のコンプライアンスプログラムの策定・実施により、コンプライアンス重視の企業風土を醸成する。

2. リスク管理に関する体制

- リスク管理に関する基本方針を定め、各業務の所管部門におけるリスク管理の実践と、リスク管理を統括する部署を設置して全社的なリスク管理を行う。
- 経営会議の諮問委員会としてリスク管理委員会を設置し、同委員会での議論を通じて全社的なリスク管理を推進する。

3. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、四半期単位の取締役会のほかに、必要に応じ適宜の臨時取締役会を開催するものとする。
- 経営方針・戦略に関する重要事項については、原則隔週開催の経営会議における取締役会付議の事前審議を踏まえ執行決定を行うものとする。
- 取締役会で決定された業務の執行については、職務権限規則、職務分掌規定、決裁権限表に沿って、責任者及び手続きが定められ実行されるものとする。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書は、文書保存・保管規定にもとづき適切かつ確実に保存・保管することにより管理する。
- 各文書の保存期間は永久とし、取締役または監査役からの閲覧要請があった場合、速やかに閲覧が可能である方法で保管するものとする。

5. グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 親会社であるアクサ ジャパン ホールディング株式会社から示されたグループ経営管理方針の社内周知に努め、グループ方針に則った業務運営を行う。
- 重要案件や内部監査結果等について親会社主催のコミッティ等において協議・報告することにより企業集団としての一体感と整合性を維持するとともに、子会社としての独立性も保ち、コンプライアンス重視による意思決定を行うことで適正な業務運営を確保するものとする。

6. 監査役会設置会社としての体制

監査役職務を補助すべき使用人の設置及び取締役からの独立性に関する事項

- 監査役は監査役会運営の補助業務を当社の使用人に命ずる事ができる。
- 補助業務を行う使用人の人事異動等については監査役会の意見を尊重する。

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

- 取締役及び使用人は業務・業績に影響を与える重要な事項について都度報告するものとする。また、使用人が重大な事実を発見した場合は監査役に直接報告することができるものとする。

その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 監査役は経営会議及び主な諮問委員会へ随時出席し、適宜質問を行うことができる。
- 監査役は必要に応じ何時でも取締役及び重要な使用人に対し報告を求められることができる。
- 代表取締役社長、外部監査人並びに内部監査部門と定期的な意見交換機会を持つこととする。

4 コンプライアンス(法令遵守)の体制

1 基本理念

AXAグループでは、グループの倫理基準と実践について共通のビジョンを確立するために、行動倫理規範を中心とした「AXAグループ コンプライアンス&エシックスガイド」を定めております。

また、日本における保険持株会社であり、当社の親会社であるアクサジャパンホールディング株式会社においても、子会社に対するガバナンスの一環として、アクサジャパングループの「コンプライアンスポリシー」を定めております。

当社はこれらグループの基本理念に基づき、コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画として、毎年「コンプライアンスプログラム」を策定し、更に各部門単位での実践計画を策定・実行していくことで、全社的にコンプライアンスの推進を図っております。

2 コンプライアンス推進体制

当社では、コンプライアンス委員会において、コンプライアンス推進体制の立案・維持・管理・モニタリング等を行うとともに「コンプライアンスプログラム」の進捗管理や評価、コンプライアンス態勢の推進に係る事項の審議、経営会議等への報告・提言等を行っております。また、各本部長・部門長は、コンプライアンス部門と連携し、各部門におけるコンプライアンス実践の責任者として、具体的な施策の策定や実施、また、部長からの相談への対応等を行っております。

3 コンプライアンス教育

基本理念やコンプライアンス推進体制、業務遂行に際し遵守すべき法令や起こりえる具体的事例についての判断基準を解説した「コンプライアンスマニュアル」を策定し、各種研修に活用する等役職員への周知徹底を図っております。

4 コンプライアンスに係る報告体制

当社では、業務の遂行に際し、関連する法令や社内規程に違反する行為等が生じた場合の報告体制を明確化し、問題となる行為への適切な対処と再発防止に取り組んでおります。

また、社内のコンプライアンスの実践を支援・強化することを目的とした「コンプライアンス相談制度」や、不正行為等の早期発見と是正を図ることを目的とした「内部通報者ダイレクトライン」の設置等により、健全かつ適切な業務運営の確保に努めております。

当社は、これらの取組みを機軸として、全社的にコンプライアンス体制の充実を図り、コンプライアンス重視の企業風土の醸成に努めております。

5 リスク管理

1 リスク管理の基本方針

金融の自由化・規制緩和の進展、IT技術の進歩に伴い、損害保険会社を取り巻くリスクは増加し、多様化・複雑化しております。これらのリスクは、単にすべてを極小化すればよいというものではなく、企業価値を増大させるためには、それぞれのリスクの特性に応じて適切にコントロールしていく必要があります。

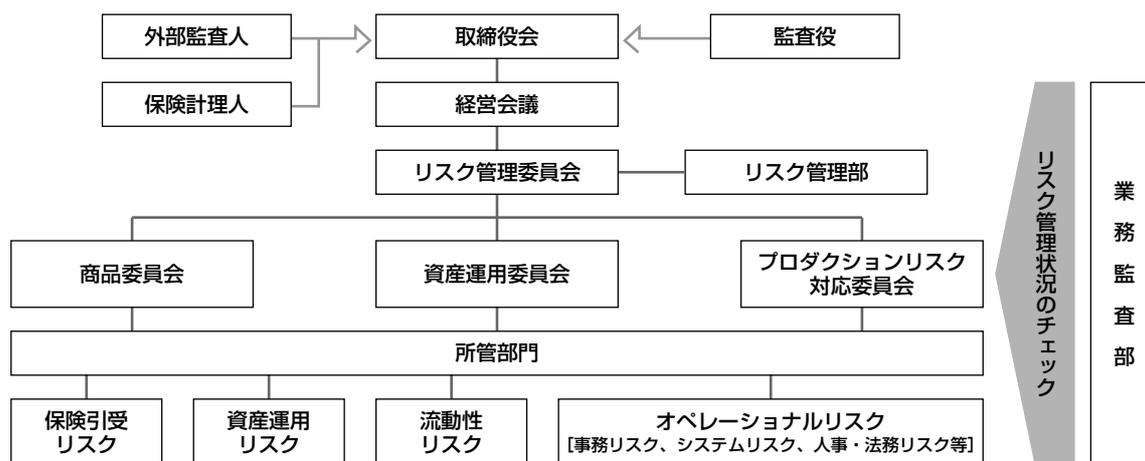
アクサ損害保険では、アクサジャパンホールディング株式会社のリスク管理に関する基本方針に基づき、リスク管理を経営上の最重要課題のひとつと位置づけ、リスクとリターンのバランスに対して注意深く考察を行うことにより、リスクからもたらされる不利益を効率的に最小化しつつ、事業活動から得られるリターンを最大化していくことをリスク管理の基本方針としております。

2 リスク管理体制

アクサ損害保険では、損害保険事業の業務遂行に伴う主要なリスクを「保険引受リスク」、「資産運用リスク」、「オペレーショナルリスク」と認識し、各リスクについて①所管部門・諮問委員会による一次管理、②リスク管理委員会・リスク管理部による管理、③監査部門による業務監査という三重の管理体制をとっております。

また、リスク管理部は、各リスクの管理状況を定期的にリスク管理委員会へ報告し、審議内容をもとに経営会議及び取締役会へ報告して経営レベルでの管理を行っております。

なお、金融市場の変動や損害率の上昇等の事象が同時に発生したシナリオでストレステストを行い会社経営の健全性確認に活用しております。



3 保険引受リスク管理

経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、保険会社が損失を被るリスクです。アクサ損害保険では、商品本部が保険種目ごとのリスク分析に基づいた引受基準を策定するとともに、財務部門が収支の分析や検証を継続的に行い、必要に応じて引受条件の見直しや保険料の改定を行っております。更に、保険種目ごとにリスク保有限度額基準を設けるとともに、再保険の手配等の危険分散を行うことにより、過度なリスク集中を回避しております。なお、再保険取引先は信用度を十分考慮して選定しております。そして「商品委員会」を設置してリスク管理状況を検証し、リスク管理部が定期的な保険引受リスク管理状況のモニタリング及び経営層への報告等を行っております。

4 資産運用リスク管理

保有する有価証券や為替の市場変動により、資産の価値が変動する市場リスクや、投融資先の財務や経営状態の悪化等により債券価格が下落する信用リスク等に分類されております。アクサ損害保険では、資産運用全体のリスクを管理する組織として「資産運用委員会」を設置し、相互牽制の発揮を目的として、資産運用の企画、運用、評価の検証を行っており、リスク管理部が定期的な資産運用リスク管理状況のモニタリング及び経営層への報告等を行っております。

5 オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクとは、内生・外生両方の事象に起因し、プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないことによる損失にかかるリスクをいいます。アクサ損害保険ではリスクを適正にコントロールするために、定期的にオペレーショナルリスク管理状況の自己評価を行い、リスクを削減するために、事務処理マニュアルの整備、事務水準の向上や事故の未然防止に努めております。また、「プロダクションリスク対応委員会」を設置し、個々のリスクを監視するための「リスク/問題点エスカレーションフォーム」というプロセスを構築し、リスクに対する改善対応の定期的な進捗管理を行っております。

6 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性及び妥当性

将来収支分析について

該当事項はありません。

第三分野保険に係る責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方

医療保険等のいわゆる第三分野保険の保険事故発生率の不確実性への対応として、ストレステスト、負債十分性テストを行うことにより、責任準備金の積立の適切性を確保しております。当社ではストレステストを担当部署である数理部が実施し、ファイナンス&コントロール本部長がそのテスト結果を検証しております。更に、検証結果を外部の保険計理人が確認することで、責任準備金の十分性を確認しております。

ストレステストにおける危険発生率等の設定水準の合理性及び妥当性

第三分野保険のストレステストに使用した事故発生率等は、告示（平成10年大蔵省告示第231号）の規定に従って、将来10年間に保険事故発生率の変動等による保険金の増加を99%の確率でカバーする水準としました。

ストレステストの結果

ストレステストの結果、責任準備金は不足していないことが確認できたため、追加の責任準備金の積み立ては行っておりません。

6 勧誘方針

当社は、「金融商品の販売に関する法律」に基づき、次のとおり勧誘方針を定め常にお客さまの立場に立った販売活動に努めております。

1. 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法及びその他各種法令等を遵守し、適正な保険販売を心掛けます。なお、保険販売に際しましては、お客さまにご理解いただけるような説明を行うよう常に努力してまいります。
2. お客さまの保険に関する知識、保険の加入目的、財産状況を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に適合した説明を行うよう心掛けるとともに、お客さまの意向と実情に沿った適切な保険商品が選択できるように常に努力してまいります。
3. お客さまと直接対面しない保険販売（例えば通信販売等）を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、より多くのお客さまにご理解いただけるよう常に努力してまいります。
4. 万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金のお支払いについて迅速かつ的確に処理するよう常に努力してまいります。
5. お客さまの様々なご意見等の収集に努め、それを保険販売に反映していくよう常に努力してまいります。

7 お客さまに関する個人情報の取扱いについて(プライバシーポリシー)

当社はお客様の信頼を第一と考え、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」およびその関連法令、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（金融庁告示第67号）」ならびに外国損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守し、お客様の個人情報を適切に取り扱うとともに、正確性・機密性の保持に努めてまいります。

また、当社は個人情報保護の強化のため、従業員の教育指導を徹底し、個人情報の取扱い内容の見直しと、その継続的な改善に努めてまいります。

個人情報につきましては以下の内容をご了解いただいたうえでご提供ください。

1. 情報を収集・利用する目的

当社ではお客様とのお取引を安全確実に進め、最適な商品、サービスを提供させていただくため、適法かつ公正な手段により業務上必要な範囲内のお客様の情報を収集させていただいており、次の目的のために利用されます。

- ・ 保険契約の見積、引受、維持、管理
- ・ 保険金、給付金の支払
- ・ 関連会社、提携会社を含めた各種商品・サービスの案内、提供、管理
- ・ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、各種調査
- ・ 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- ・ その他保険事業に関連、付随する業務

2. 収集する情報の種類

当社では、お客様の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレスなどの他、保険契約の引受、維持、管理、保険金の支払、各種サービスのご提供にあたり必要な情報を収集しています。

3. 情報の収集方法

十分な安全保護措置を講じたうえで、インターネット上でお客様が入力された情報、あるいは、お電話や書面などの通信手段によりお客様よりご提供された情報を収集し、記録・保存（音声を含む）しています。

その他、Cookieの使用により、お客様のコンピュータ利用環境や、当社ウェブサイトのご利用履歴を収集しています。

【Cookieについて】

当社ウェブサイトでは、ご利用状況に関するデータ収集や、統計資料作成のためにCookieを使用しています。Cookieとは、お客様が当社ウェブサイトにアクセスされた際に、お客様のコンピュータに小規模の情報を送信・格納する技術のことをいい、これにより当社では、お客様がどのページをご覧になったかの記録を収集しています。こうした情報にはお客様を特定する個人情報は含まれておらず、主として統計資料作成のために利用されます。

【SSL対応について】

当社ウェブサイトではお客様の大切な個人情報を安全に送受信するために、128ビット版SSLを使用しております。詳しくはサイトポリシーの【SSL (Secure Sockets Layer)】をご参照ください。

4. 情報の提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なくお客様の情報を第三者に提供することはありません。

- ・ 法令に基づく場合
- ・ 業務遂行上必要な範囲で、保険代理店を含む委託先に取扱いを委託する場合
- ・ 再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
- ・ 当社関連会社との間で共同利用する場合
（「7. 当社関連会社間での共同利用」をご覧ください）
- ・ 損害保険会社間等で共同利用する場合
（「8. 情報交換制度」をご覧ください）

5. センシティブ情報のお取扱い

当社は、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条」に基づき、健康医療などのセンシティブ情報を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用、または第三者提供を行いません。

- ・ 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・ 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・ 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・ 法令に基づく場合
- ・ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ・ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合

- ・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

6. 情報の安全管理

お客様に関する情報は、正確かつ最新なものに保つよう努めるとともに、社外への漏洩、滅失又はき損が発生しないよう安全管理措置を講じ、万全を尽くしております。また、業務遂行上の必要性から外部業者に業務委託等を行う場合につきましても、委託先等に機密保持義務を課すなどその管理・監督に努めております。

7. 当社関連会社間での共同利用

当社が収集したお客様に関する「2. 収集する情報の種類」に掲げる情報は、当社の責任のもと当社関連会社（注）にて、商品・サービスの案内・提供および充実等のために共同利用させていただく場合があります。

（注）共同利用を行う「当社関連会社」とは、当社の親会社である保険持株会社およびその子会社をいいます。

8. 情報交換制度

当社は、保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために、他の損害保険会社等との間で、個人データを共同利用いたします。詳細につきましては（社）日本損害保険協会および損害保険料率算出機構のホームページ等を通じてご確認ください。

- ・社団法人 日本損害保険協会 そんがいほけん相談室
電話番号：03-3255-1467
- ・損害保険料率算出機構 総務企画部 個人情報相談窓口
電話番号：03-3233-4141（内線：614）

9. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

当社ではお客様からの各種ご照会等につきましては、ご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

個人情報保護法に基づく開示等をご請求される場合は、下記「10. お問い合わせ窓口」までお申し出いただき、当社所定の請求書類等をご提出ください。原則として文書にて回答させていただきます。なお、ご本人以外からのご請求については、代理権の存在を示す資料（委任状など）のご提出が必要となります。

お客様からの開示等のご請求に関しましては、別途定める手数料をいただく場合があります。

当社からの電子メールや郵便あるいは電話などによるサービス等のご案内、および当社関連会社間等でのお客様情報の共同利用について、お客様がご希望されない場合は、契約管理その他当社業務上必要な場合を除き、取扱いを停止させていただきます。

10. お問い合わせ窓口

個人情報保護法に基づく開示、訂正、利用停止等のご請求、その他のお問い合わせは、下記までご連絡いただきますようお願いいたします。上記各条件に従い、お客様のご依頼に対応させていただきます。

<お客様相談室>

〒111-8633 東京都台東区寿2丁目1番13号 偕楽ビル
0120-449-669（通話料無料）
受付時間 月-金 9：00～17：00

11. 認定個人情報保護団体

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人外国損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人外国損害保険協会 事務局
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3丁目20番4号 虎ノ門鈴木ビル7階
電話番号：03-5425-7854
受付時間：9：00～17：00（12：00～13：00を除きます。）
なお、土日祝日は休みです。
ホームページアドレス <http://www.fnlia.gr.jp>

8 利益相反管理体制

当社は、当社が行う取引によりお客さまの利益が不当に害されること（以下、「利益相反」といいます）のないよう、利益相反について定められた法令等を遵守し、利益相反管理体制を整備するとともに、会社規定として「利益相反管理方針」を策定いたしました。

当社は、本管理方針に基づき、適切に業務を行っております。

なお、本管理方針の概要は以下のとおりです。

1 法令等の遵守

当社は、利益相反について定められた法律その他の法令、ガイドライン、会社規定等を遵守いたします。

2 利益相反のおそれのある取引の管理

当社は、利益相反のおそれのある取引をあらかじめ特定・類型化いたします。

当社は、特定・類型化した取引について、その管理方法を個々に定める等必要な措置を講じることにより、利益相反を適切に管理し、お客さまの利益が不当に害されることを防止いたします。

当社は、かかる特定・類型化及び管理のために行った措置について記録し、作成の日から5年間その記録を保存いたします。

当社は、特定・類型化した取引について定期的に検証し、その検証結果を受けて、その記録の更新等を行うことにより、管理体制の実効性を確保いたします。

3 社内体制の整備

当社は、利益相反管理責任者及び利益相反管理統括部署を設置しております。

利益相反管理統括部署は、利益相反管理責任者の下、関連部署と連携して利益相反のおそれのある取引の管理を行っております。

9 保険金等支払管理態勢

保険金等の支払い業務は、損害保険会社の業務において、最も重要な責務であり、当社においても、「保険金等支払管理態勢の構築に係る方針」を制定し、支払管理態勢の整備・強化に向けた取組みを行ってまいりました。

このことは、“あらゆるお客さまに対して、生涯を通じてニーズにお応えする”アクサのコアビジネスであるフィナンシャル・プロテクションに直結するものです。

今後もより一層の強化に努め、適正な支払いを行うための態勢の整備に取り組んでまいります。

1 経営管理（ガバナンス）態勢の整備

内部監査体制の強化、リスク管理体制の見直しにより、商品開発、保険金支払管理等各種リスクに係る課題が発生した場合の経営報告及び対応体制を整備しております。

2 保険金等支払管理体制の整備

保険金支払プロセスにおける支払い漏れのチェック機能を強化するため、システムの改定を行い、また、保険金支払漏れの有無を毎月チェックする検証体制を整備しております。

保険金支払マニュアルの見直し、事前審査制度の導入、外部専門家による検証規定の策定、社員教育、研修の充実等、適正な保険金支払いに向けて管理態勢を整備しております。これらの取組みについて一層充実させてまいります。

3 お客さまに対する説明態勢の整備

保険商品の補償内容とお支払できる保険金について、お客さまにわかり易くご説明するために、ホームページ、商品パンフレット、重要事項説明書等の説明資料の見直しを適宜行っております。事故報告及び保険金請求の際に、お客さまのご契約内容と事故内容にもとづき、お支払が想定される保険金の補償内容をわかり易く説明した資料をご案内しております。これらお客さまに対する説明を一層強化いたします。

4 研修及び教育体制の整備

支払査定を行う社員にはスキル向上の一環として、定期的に社内研修を実施するとともに、社外弁護士による専門的な研修を行い、支払査定者の知識・能力の向上を図っております。

5 保険金支払審査会について

当社では、保険金支払の適切性を検証するための機関として、平成21年4月に「保険金支払審査会」を設立いたしました。保険金支払に該当しないと判断されたご契約で、当審査会での審議をお申し立ていただいた事案に対し、その妥当性について社外の専門家（弁護士・大学教授等）を交えた保険金支払部門以外のメンバーで客観的に審査し、当該事案の最終的な保険金の支払可否を決定しております。

2009年度（2009年4月～2010年3月）は、「保険金支払審査会」において、11件の審査を行いました。

当社では、適切な保険金支払業務を確保し、お客さまの利益を保護することにより、お客さまにご納得、ご安心いただける保険金支払管理態勢の更なる強化に向け、取り組んでまいります。

10 反社会的勢力に対する基本方針

当社は、反社会的勢力との関係を遮断し被害を防止するため、以下のとおり基本方針を定め、宣言します。

1. 当社は、反社会的勢力による不当要求に対して、社長以下組織全体として対応するとともに、対応する従業員の安全を確保するための体制を整備します。
2. 当社は、損害保険会社に対する公共の信頼を維持し、損害保険会社の業務の適切性及び健全性を確保するため、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
3. 当社は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を構築していきます。
4. 当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、被害が生じた場合には刑事事件として被害届の提出または告訴・告発を行います。
5. 当社は、いかなる理由があっても、事案を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引、資金提供等は絶対に行いません。

11 監査・検査体制

当社では、自己責任原則に基づく業務の健全かつ適切な運営の確保に向けたコンプライアンスの徹底及びリスク管理の強化を支援し、お客さまの安心と利便性の向上に資する監査・検査体制の充実に取り組んでまいりました。

社外監査法人、監査役及び業務監査部が相互に連携し、監査の実効性確保に努めております。

更に、内部統制の有効性について点検・評価しております。

1 社外の監査・検査体制

保険業法の定めにより、金融庁及び財務省財務局の検査を受けることになっております。また、会社法の定めにより、あらた監査法人による会計監査を受けております。

2 社内の監査体制

他の部門から独立した業務監査部が、取締役会の承認を得た監査計画に基づき各部門等における内部管理態勢の有効性・効率性を検証しております。監査結果及び改善提案は、社内規程「内部監査規則」に基づき、取締役会等へ報告を行っております。監査役は、会社法の定めにより、取締役の職務執行に関わる監査並びに会計監査を実施しております。

12 社会貢献活動

AXAグループでは、そこで働く人々が企業市民としての自覚を共有し、その責任を果たすべく、パリ本部内の独立したボランティア組織、「アクサ・アト・クール」が中心となり、グループを挙げて社会貢献活動を展開しております。

アクサ損害保険においては、世界の子どもたちにワクチンを贈るエコキャップ運動をはじめ、東京都港区の「港区ボランティアセンター」へ使用済み切手・プリペイドカードを寄贈する等、独自の活動を続けております。

また、衣料物資が不足している国際地域への古着寄贈も継続的に行っており、毎年多くの社員が参加し、慈善団体等を経て開発途上国・難民キャンプ・災害被災地等を支援しております。

アクサ損害保険は、これからもAXAグループの一員として社会に貢献できる活動を続けていきたいと考えております。

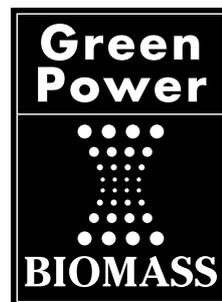
環境保全活動

2008年度より環境保全活動の一環として「グリーン電力証書システム（※1）」を導入いたしました。2009年度は、アクサダイレクト本社で使用する電力使用量200,000kWhのうち、約10%に相当する20,000kWhにバイオマス（生物資源）発電によるグリーン電力を使用いたします。これより、約7.7トン（※2）のCO₂の排出削減が見込まれます。

当社では、地球の環境保全活動を企業が取り組むべき重要課題のひとつとして位置づけ、今後も、様々な形態の環境活動に取り組む予定です。

※1 風力、水力、バイオマス（生物資源）等の自然エネルギーによって発電された電力（グリーン電力）の環境付加価値を「グリーン電力証書」というかたちで購入するものです。

※2 電気事業連合会の2003年全電力平均CO₂排出原単位（発電端）0.389kg-CO₂/kWhにより算出



アクサダイレクトは地球温暖化防止のために「チャレンジ25キャンペーン」を応援しております。

13 取扱商品

1 アクサダイレクト総合自動車保険

●個人のお客さまを対象とした通信販売によるリスク細分型の自動車保険・バイク保険です。

1) 対象となるお車

自動車保険及びバイク保険の対象となるお車は、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車及び原動機付自転車となります。

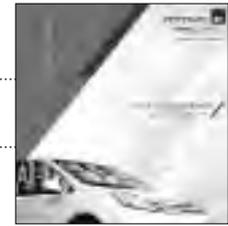
2) 主な補償内容

対人賠償保険をはじめ対物賠償保険、自損事故保険、無保険車傷害保険、搭乗者傷害保険の5つの補償とアシスタンスサービス(P.18をご参照ください。)を基本セットとしております。

更に車両保険、人身傷害補償特約、弁護士費用等補償特約等を任意に選択することができます。

3) 示談交渉サービス

対人賠償事故及び対物賠償事故の場合には、当社がお客さまに代わって示談交渉を行っております。



●アクサダイレクト総合自動車保険の特長

1) 合理的な保険料を算出

お客さまのリスク要因に、より適切に対応できる独自のリスク区分(運転者の年齢、免許証の色に加え、居住地域によるリスク区分等)を導入するとともに、お車の車齢、使用目的、更には年間予想最大走行距離によるきめ細かなリスク区分を使用することで、お客さまそれぞれに応じた合理的な保険料を算出しております。

2) 充実したアシスタンスサービスの提供

国内で初めて、自宅での故障にも対応したアシスタンスサービスをすべてのご契約者に提供する等、充実したサービスの提供に努めております。

●インターネット割引

ホームページでご契約手続きをしていただいた場合には、新規契約の場合、保険料を最大5,500円割り引きします。また、継続契約の場合は、インターネット継続割引として、保険料を1,000円割り引きします。

アクサダイレクト総合自動車保険の主な販売・改定状況

平成11年(1999年)	7月	「アクサダイレクト総合自動車保険」を販売開始
平成14年(2002年)	11月	新規契約に対する「インターネット割引」の開始
平成15年(2003年)	4月	ノンフリート等級の上限を16等級から20等級に拡大 「人身被害事故弁護士費用等担保特約」を販売開始 搭乗者傷害医療保険金の支払方式を日数払から部位・症状別払へ変更
	12月	ペーパーレスによるインターネット契約締結を開始 インターネット契約締結の対象範囲を純新規契約まで拡大
平成16年(2004年)	3月	継続契約に対する「インターネット継続割引」の開始
	8月	業界初の「ペット搭乗中補償特約」を含む特約パッケージ「アクサ安心プラス」を販売開始
平成17年(2005年)	4月	業界で初めてリスク細分型によるバイク保険(二輪・原付)の引受開始 リスク細分化項目として「車齢」を導入
	9月	インターネット割引を最大3,500円に拡大 バイク保険にてインターネット契約締結を開始
	12月	車両免責金額(0-10万円)の販売開始
平成18年(2006年)	3月	異動・継続手続におけるペーパーレス化を開始
平成19年(2007年)	1月	インターネット割引を最大4,500円に拡大
平成20年(2008年)	2月	休日の事故対応サービス体制を拡充。休日でも正社員による初期対応を実施
	10月	「人身傷害補償特約」の対象車種を二輪・原付へ拡大 「対物全損時修理差額費用担保特約」の発売開始 「少額異動保険料に関する特約」の導入
平成22年(2010年)	4月	保険法(2010年4月1日施行)に対応した保険約款へ改定
	6月	インターネット割引を最大5,500円に拡大

2 傷害保険

個人を対象とした通信販売による傷害保険です。なお、一部の商品については、グループ会社であるアクサ生命保険株式会社の販売する生命保険とのセット商品としても販売しております。

●普通傷害保険・家族傷害保険

国内・国外を問わず、家庭内・職場内・通勤途上・旅行中等日常生活における急激かつ偶然な外来の事故による「ケガ」について保険金を支払う保険です。

なお、ホームページからのお申込みの場合には、「就業中の危険補償対象外特約」を付帯し、工作中以外の日常生活（例えば、買い物、レジャー、スポーツ等）に補償範囲を限定して保険金を支払う商品（オフタイム傷害保険）として販売しております。

●交通事故傷害保険

国内・国外を問わず、交通事故または建物火災等による「ケガ」について保険金を支払う保険です。



傷害保険の主な販売・改定状況

平成19年(2007年) 10月	「オフタイム傷害保険」を販売開始
------------------	------------------

3 入院手術保険

個人を対象とした通信販売による医療保険で、主な特長は次のとおりです。

1) 終身タイプの医療保険

入院及び手術に保障を絞った終身タイプの医療保険で、日帰り入院から保障する保険です。先進医療も80歳まで保障いたします。また、年齢が上がっても保険料は上がりません。

2) 1,000種類を超える手術をカバー

病気やケガの治療を目的とする、公的医療保険制度が適用されるほとんどの手術（1,000種類以上の手術）を保障いたします。

3) お支払い対象の手術・先進医療をネットで公開

お支払い対象となるすべての手術・先進医療をホームページで解説するとともに、セカンドオピニオンサービスや、専門医の紹介等、充実した付帯サービスを全契約者へ提供いたします。

4) 無事故戻し金

入院保険金・手術保険金の支払いが1年間なかった場合、無事故戻し金の支払いを毎年行っております。

5) キャッシュバック

初年度については、当社自動車保険の契約者である場合のキャッシュバックや、ホームページからのお申込みによるキャッシュバックがあります。



入院手術保険の主な販売・改定状況

平成20年(2008年) 4月	「入院手術保険」を販売開始
-----------------	---------------

平成21年(2009年) 4月	先進医療の保険金額を引き上げるとともに、運営経費の見直しによる保険料引下げを実施
-----------------	--

4 保険法施行に対応した取組み

保険契約に関する基本的なルールが全面的に見直され、商法から独立した「保険法」が新たに2010年4月1日より施行されることとなりました。「保険法」においては、社会情勢にあった適切な内容や表記に改められるとともに、契約者保護のための様々な規定が整備されました。

これに対応して当社では、契約者保護の観点も踏まえ、保険約款、募集文書及び取扱規定等を見直し、よりわかりやすい内容に改めました。この「保険法」に対応した保険約款は、保険始期が2010年4月1日以降となる契約から適用しております。

14 お客さまサービス

1 「アクサダイレクト総合自動車保険」ご契約者さま用アシスタンスサービス

アシスタンスサービスは、アクサダイレクトの自動車保険・バイク保険にご契約いただいたすべてのお客さまに自動付帯されるサービスです。事故だけでなく故障により自力走行ができないといったお車のトラブルに、24時間365日、全国約7,500カ所のサービス拠点からお客さまをサポートいたします。

携帯電話のGPS機能を利用した位置情報通知システムにより、アシスタンスサービスをスピーディーにご利用いただくことができます。

また、2年目以降、引続きご契約いただいたお客さまには、更にサービスメニューを増やすほか、一部内容を拡充してご提供しております。

 <p>ロードサイドサービス</p> <p>路上及び自宅駐車場で 緊急修理サービス</p>	 <p>レッカーサービス</p> <p>自力走行できない場合、 最寄の修理工場まで牽引します</p>	 <p>宿泊費用サービス 帰宅費用サービス</p> <p>自宅より遠距離での事故や故障等で 修理完了まで待機される場合、 あるいは旅行を継続または帰宅される場合等</p>
 <p>修理後車両搬送・引取り費用サービス</p> <p>帰宅費用サービスをご利用になり、 修理完了車の搬送または引取りを 希望される場合</p>	 <p>メッセージサービス</p> <p>関係者へのご連絡代行を希望される場合</p>	 <p>玄関カギ開けサービス</p> <p>外出してカギを紛失してしまい、 緊急開錠を希望される場合</p>

ご注意

- ①ご契約の自動車が原付・バイクの場合、一部ご利用いただけないサービスがあります。
- ②サービスのご利用にあたりましては、事前にアシスタンスサービスセンターへのご連絡が必要です。
- ③ご契約の初年度と2年目以降のサービスについては、内容が異なっております。

2 「アクサダイレクトの入院手術保険」ご契約者さま用付帯サービス

アクサダイレクトの入院手術保険にご契約いただいたお客さまには、保険の安心に加えて、困ったときにお客さまを取り巻く状況に少しでもお役に立ていただけるよう、付帯サービスをご用意しました。

いざという時の医師紹介やセカンドオピニオン・サービスから、気軽にご利用いただけるWebツール、電話・メール健康相談等、3つのサポートプログラムをご提供しております。

 <p>健康コンシェルジュ・マイドクター</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 専門医・かかりつけ医の情報提供 2. セカンドオピニオン・専門医相談サービス 3. 紹介状の発行 	 <p>【WEB版】メディカルサポート・ツール</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「家庭の医学」WEB版 2. トリアージ 笑顔（症状簡易診断ツール） 3. 病院検索ツール 	 <p>電話・健康相談</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電話による健康相談 2. Eメールによる健康相談 3. 健康支援情報の提供
--	--	--

①及び②の付帯サービスは、当社が提携するアシスタンス会社が提供するものです。詳細は当社ホームページ（www.axa-direct.co.jp）をご覧ください。

3 保険相談

当社では、ご契約者さまのみならず、広く一般のお客さまからのお問い合わせ等に迅速にお応えし、またお客さまの声を当社のサービスの質や商品に反映するため、「お客様相談室」を設置しております。

「お客様相談室」では、保険商品のご相談をはじめ、苦情、各種お問い合わせやご意見、ご要望について各関係部門とも緊密に連絡をとることで、お客さまにご対応できる体制をとっております。お客さまからの様々な「声」に積極的に耳を

傾け、今後のサービスや商品の充実、更には業務プロセスの改善に活かすため、社内の報告・協議体制の充実に努めております。

また、個人情報開示、利用停止等の手続業務や、保険金支払いに関する再審査制度の受付窓口業務も行っております。

お客さまからのご相談・苦情等の受付及び各種お申出については以下にて承っております。

(携帯電話からもご利用になれます。)

お客様相談室 電話番号：**0120-449-669** 受付時間 月～金 9：00～17：00

保険金支払いに関する再審査制度受付専用電話番号：**0120-999-371** 受付時間 月～金 9：00～17：00

* 保険金支払いに関する再審査制度とは、当社が保険金支払いに該当しないと判断した事案について、その妥当性を「保険金支払審査会」において社外の法律家や有識者を含めた委員で客観的に審査するものです。(P.14 参照)

中立・公正な立場で相談等を行う機関のご紹介

●(財)交通事故紛争処理センター

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談・和解のあっせん及び審査を行う機関として、(財)交通事故紛争処理センターがあります。専門の弁護士が中立・公正な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者及び弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページ (<http://www.jcstad.or.jp>) をご参照ください。

●外国損害保険協会の「電話相談窓口」

一般社団法人外国損害保険協会では、ご契約された損害保険商品に関するご相談・苦情をお受けする電話相談窓口を設置しております。ここでは、相談内容の問題点を整理するためのアドバイスを行ったり、その問題点について損害保険会社に検討依頼を行ったりしております。

詳しくは、同協会のホームページ (<http://www.fnlia.gr.jp>) をご参照ください。

お客さまの声の受付状況

お客さまからお寄せいただいた、相談・苦情、商品やサービスに関する各種お問い合わせ、ご意見・ご要望につきまして、受付部門で管理シートを起票し、社内各関係部門からの代表者をメンバーとする苦情対応委員会において、具体的な内容の精査・検討、集計を行い、経営層への報告を行っております。

<平成21年度>
受付件数：4,059件

お声の区分	1Q/ 平成21年	2Q/ 平成21年	平成21年度 上半期	3Q/ 平成21年	4Q/ 平成21年	平成21年度 下半期	平成21年度 合計
<苦情>	794	845	1,639	858	743	1,601	3,240
契約・募集行為	314	321	635	322	271	593	1,228
契約の管理・保全	188	201	389	206	158	364	753
保険金	277	304	581	314	307	621	1,202
その他	15	19	34	16	7	23	57
<ご意見、ご要望>	231	210	441	201	177	378	819
合 計	1,025	1,055	2,080	1,059	920	1,979	4,059

4 ホームページ

アクサダイレクトのホームページ (<http://www.axa-direct.co.jp>)

当社では、お客さまとの大切なコンタクトチャンネルのひとつとして、ホームページを重要視しております。

ホームページでは、自動車保険（アクサダイレクト総合自動車保険）、医療保険（入院手術保険）、傷害保険（オフタイム傷害保険）、それぞれの商品特長や補償内容、付帯サービス等、お客さまが必要に応じて情報収集できるようわかり易くご説明しております。

また、お見積りやご契約のお申込みについても、お客さまのご都合の良い時間に承ることができ、ホームページからのお申込みの場合には、インターネット割引等の特典もご用意しております。

このほか、会社概要、アニュアルレポート、ニュースリリース等、当社の企業としての動きもご覧いただけるよう様々な情報提供を行っております。

今後も、新しい商品・サービスのご紹介等内容の充実を図るとともに、使い易さやセキュリティに配慮したホームページとすべく努力を続けてまいります。



■アクサダイレクト
トップページ



■傷害保険の
トップページ



■会社案内
(会社概要やプレス
リリース等)

■バイク保険
(バイク保険の商品・サービス紹介)

15 保険のしくみ

1 損害保険のしくみ

-1 保険制度

保険制度とは、同一の危険にさらされている多数の人々が、統計学を利用して算出されたリスクに応じた保険料を支払うことにより、事故による経済的損失が万一発生した場合に、保険金を受け取ることができるしくみです。

ひとつひとつの事故は、それぞれ個々の面から見れば偶然に発生しているわけですが、同一危険の集団を見れば、一定の確率で発生していることがわかります。これが「大数の法則」です。損害保険は、この「大数の法則」に基づき相互にリスクを分散することによって経済的補償を得る制度といえます。このようにして、損害保険は個人の生活や企業経営の安定に寄与しております。

-2 損害保険契約の性格

損害保険契約とは保険会社が一定の偶然な事故によって生ずることのある損害をてん補することを約束し、保険契約者がこ

れに対してその保険料を支払うことを約束することによって効力を生ずる契約をいいます。したがって、損害保険契約は、双務・有償契約であり、保険会社と保険契約者の合意のみで有効に成立する不要式の諾成契約です。

しかし、多数の契約を迅速かつ正確に引き受けるため、実務上は保険契約申込書を作成し、保険会社は契約締結の証として保険証券または保険引受証等を、保険契約者に発行しております。

-3 再保険

お引受けした保険契約には様々な危険（リスク）が混在するために、一保険会社で負担することが不可能な場合があります。そのため、国内や海外の他の保険会社に一定部分を再保険に出したり（出再）、また逆に再保険を引き受けたり（受再）して危険の平均化・分散化を図っております。これにより、毎年の損害率の安定すなわち事業成績の安定と引受能力の補完を図っております。

2 約款

-1 約款とは

約款とは、保険会社と契約者・被保険者双方の権利・義務等保険契約の内容を定めたもので、基本的な内容を定めた普通保険約款と、個々の契約によって内容を補足・変更するための特約から構成されております。

約款には主に以下の内容が規定されております。

①保険金の支払い対象となる事故と保険金の内容

②保険金が支払われない場合

③契約時に保険会社に正しく申し出る必要がある重要な事項（告知事項）

④契約後に契約内容に変更があった場合に保険会社に申し出る必要がある重要な事項（通知事項）

⑤契約が無効、失効、解除となる場合

-2 ご契約時の留意事項

ご契約のお申込みにあたっては、普通保険約款・特約の内容及び保険申込書等の記載内容を十分にご確認いただくことが必要です。特に保険申込書等は保険会社と契約者・被保険者の双方を拘束する重要なものであり、記載内容が事実と相違していた場合は保険金をお支払いできないことがありますので、お申込みいただく前に十分にご確認ください。

3 保険料

-1 保険料のお支払い・返還

保険料は、当社の案内に従って所定の払込方法（コンビニエンスストア払い・クレジットカード払い・口座振替払い等）によりお支払いいただきます。定められた期日までに保険料のお支払いがない場合、事故が起きても保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

なお、保険契約が失効した場合や解除された場合には、約款の規定に従って保険料をお返しいたします。ただし、お返しできない場合もありますので、詳しくは約款等をご確認ください。

4 契約締結のしくみ

-1 通信販売の契約締結のしくみ

通信販売での保険加入では、当社カスタマーサービスセンターから商品説明をお聞きいただくか、当社からお送りする資料等の内容をご確認の上、保険契約の申込みと保険料の支払いをいただき、手続き完了となります。更に、お引受け条件等については、契約成立後にお届けする保険証券の記載内容での再確認をお願いしております。

また、当社ホームページ上では、「アクサダイレクト総合自動車保険」、「オフタイム傷害保険」及び「入院手術保険」の資料請求や保険の見積りだけでなく、契約締結まで、ホームページ上で完了させることができます。

(当社ホームページ<http://www.axa-direct.co.jp>)

-2 代理店販売の契約締結のしくみ



-3 ご契約時にご注意いただきたいこと

お申込みの際は、申込書やホームページ上の記載内容を十分にご確認いただいた上でご契約ください。

申込書またはホームページ上の契約申込画面には正しくご申告ください。

自動車保険をご契約される場合は、事故歴や保険を付ける車の所有者、使用目的等を正しくお知らせください。

万一、ご申告いただいた内容が事実と異なっている場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

-3 約款に関する情報提供方法

ご契約のお申込みに際し、よく理解していただく必要のある内容については、「パンフレット」及び「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」等で、約款の概要及び重要な事項についてご案内しております。

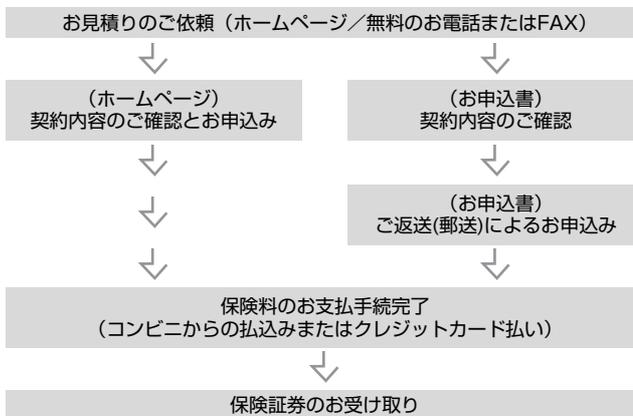
ご契約のお申込み時にはこれらの資料の記載内容を十分にご確認いただきますようお願いいたします。

-2 保険料

保険料は、事故が発生したときに保険会社が支払う保険金に充てられる「純保険料」と、保険会社の運営や募集の経費等に充てられる「付加保険料」から成り立っており、金融庁からの認可取得を行った上で使用しております。

なお、自動車保険、傷害保険等については純保険料率を参考純率として、損害保険料率算出機構が算出し、会員保険会社に提供しています。

〈アクサダイレクト総合自動車保険の場合〉



-4 ご契約後のご注意

保険証券は大切に保管してください。

保険証券記載内容に関わる変更（例：お車の譲渡・車種の変更等）が生じた時は、直ちに当社へご連絡ください。ご連絡が遅れますと、保険金をお支払いできない場合があります。

なお、保険証券を紛失された場合も、当社へご連絡ください。

お問い合わせ先電話：0120-193-877(通話料無料)

5 保険金のお支払いのしくみ

お客さまにご満足いただける損害サービスを目指し、当社では、事故はもちろん故障の場合でも、スピーディーで安心・充実のサービス体制を整えて、お客さまをサポートいたします。

-1 充実の事故対応サービス

24時間365日、事故受付	24時間365日、事故を受付いたします。
2時間以内に担当者を決定	休平日ともに、9：00～17：00に事故受付が完了した事案につきましては、事故受付完了から2時間以内に、担当者名をお知らせいたします。
休日の初期対応	事故が発生し、緊急を要する場合に、休日でも相手方、修理工場、医療機関等関係先への連絡と、お客さまへの結果報告を含む初期対応を行っております。
1 事故専任チーム制	ケガを伴う人身事故や双方に過失が発生する物損事故等は、プロの専任担当者が連携し、責任を持って相手方との示談交渉にあたります。
クイック事故対応サービス	軽微な車両単独事故については、集中処理センターにおいて担当し、1日でも早く事故解決を行い、スピーディーなお支払いを実施しております。 また特に対応が急がれる、当社契約者に100%の過失がある事故については、休日でもプロの専任担当者が、被害者への連絡、代車手配、示談交渉等幅広い事故対応サービスを行っております。
被害事故お客さま相談スタッフ	お客さまが被害にあわれた人身・物損事故についても、専任のお客さま相談スタッフが、相手方への請求方法や対応の仕方等のご相談について、親身にきめ細かくアドバイスいたします。また、弁護士費用等担保特約を付帯されている場合は、被害事故にかかわる法律上の損害賠償を弁護士に委任したことにより生じる費用をお支払いする補償も用意しております。
お客さまのニーズに合わせた途中経過のご連絡	電話でのご連絡に加え、WEBやはがき・Eメールでも事故の途中経過についてご連絡いたします。

-2 安心のサービスネットワーク

■サービスセンター拠点 平成22年（2010年）4月1日現在

損害サービス第一部		損害サービス第四部	
事故受付サービスセンター	0120-699-644	自動車サービスセンター一課	03-6732-0668
アクサライフサービスセンター	03-6732-0737	自動車サービスセンター二課	03-6732-0669
自動車サービスセンター	03-6732-6447	自動車サービスセンター三課	03-6732-6644
傷害サービスセンター	03-6732-6017	損害サービス第五部	
医療傷害サービスセンター	0120-936-509	自動車サービスセンター一課	03-6732-0726
損害サービス第二部		自動車サービスセンター二課	03-6732-0725
事故受付サービスセンター	0120-699-644	■全国サービスネットワーク 平成22年（2010年）5月1日現在	
自動車サービスセンター一課	03-6732-0741	パイロットガレージ	517社
自動車サービスセンター二課	03-6732-0742	損害調査ネットワーク	210拠点
損害サービス第三部		弁護士ネットワーク	全国主要都市
自動車サービスセンター一課	03-6732-6400		
自動車サービスセンター二課	03-6732-6401		

-3 お支払いまでの流れ

■ワンステップ事故対応サービス

お客さまからの最初のお電話でスタート。事故現場の緊急措置のアドバイスやアシスタンスサービスの手配といった事故受付から解決までのプロセスをご説明し、お客さまの「不安」を「安心」に変えます。

※夜間は、事故受付とアシスタンスサービスの手配を行い、翌営業日に専任スタッフからお客さまへご連絡いたします。



事故現場での緊急措置アドバイス
アシスタンスサービスの手配



パイロットガレージ（指定修理工場）のご紹介
無料で事故車引取・代車・納車サービスを実施



保険金請求意思の確認と手続き
お客さまの過失割合の推定



事故受付はがきをお客さまに送付
専任の担当者をご案内
事故解決までのプロセスのご説明と事前打ち合わせ

-4 事故や故障が発生したら…

お電話ください。ワンステップ事故対応サービスを通じてお客さまをサポートいたします。

事故受付サービスセンター（24時間・年中無休）

0120-699-644（通話料無料）

（携帯電話からもご利用になれます）

6 損害保険代理店

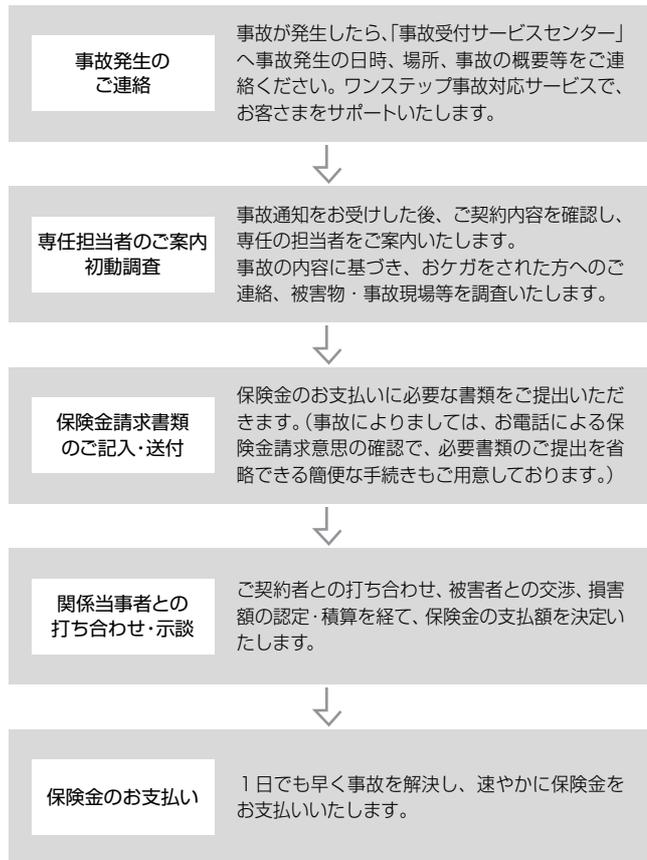
-1 代理店の役割と業務内容

代理店は損害保険会社と損害保険代理店委託契約を締結し、それに基づいて保険会社の代わりに保険募集を行い、保険契約締結の代理もしくは媒介^(注)を行うことを主たる業務としております。保険の相談、事故発生時のお手伝い等その他必要な業務のうち、保険会社が特に指示した業務も行っております。代理店が保険契約締結の代理を行う場合には、保険料の領収、保険料領収証の発行・交付も行っております。

(注) 損害保険代理店が保険募集を行うときは、保険業法第294条に基づき、お客さまに対し、「保険会社を代理して保険契約を締結」するか「保険契約の締結を媒介」するかを明示させていただいております。

-2 代理店登録

損害保険代理店として保険募集を行うためには、保険業法第276条に基づき主務官庁に登録しなければなりません。また、代理店の役員・使用人として保険契約の募集を行う人は保険業法第302条に基づき、主務官庁に届け出なければなりません。



-3 代理店教育

当社は適正な保険募集態勢を確保するために、所属代理店の保険募集に従事する役員・使用人に対し、所定の教育を実施しております。

-4 代理店数

当社の代理店数は、平成22年3月31日現在、全国で80店です。

-5 外務社員・代理店研修生

外務社員・代理店研修生制度はありません。

02 業績データ 当社の主要業務に関する事項

1 主要な業務の状況を示す指標の推移

項目	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
正味収入保険料		20,140百万円	23,956百万円	27,388百万円	30,562百万円	29,659 百万円
経常収益		20,303百万円	24,216百万円	27,654百万円	31,138百万円	33,665 百万円
経常利益(△は経常損失)		△ 5,536百万円	△ 3,217百万円	△ 3,853百万円	416百万円	4,408 百万円
当期純利益(△は当期純損失)		△ 5,562百万円	△ 3,147百万円	△ 3,812百万円	420百万円	4,431 百万円
資本金		14,971百万円	17,221百万円	17,221百万円	17,221百万円	17,221 百万円
(発行済株式総数)		(299千株)	(344千株)	(344千株)	(344千株)	(344 千株)
純資産額		4,906百万円	6,289百万円	3,001百万円	3,161百万円	7,546 百万円
総資産額		26,444百万円	31,822百万円	33,201百万円	35,284百万円	38,796 百万円
(特別勘定又は積立勘定として経理された資産額)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
責任準備金残高		12,934百万円	15,029百万円	17,513百万円	18,511百万円	14,568 百万円
貸付金残高		-	-	-	-	-
有価証券残高		15,030百万円	19,568百万円	21,862百万円	6,152百万円	16,689 百万円
ソルベンシー・マージン比率		330.2%	711.9%	636.6%	541.0%	651.5%
配当性向		-	-	-	-	-
従業員数		389名	494名	555名	590名	613 名

2 業務の状況を示す指標等

1 主要な業務の状況

-1 正味収入保険料及び元受正味保険料

種目	年度		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
火災保険	4	2	2
海上保険	△0	—	—
傷害保険	1,167	1,063	946
自動車保険	25,963	29,267	28,460
自動車損害賠償責任保険	252	228	250
その他	—	—	△0
(うち賠償責任保険)	—	—	△0
合 計	27,388	30,562	29,659

(注) 正味収入保険料：元受及び受再契約に係る収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

種目	年度		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
火災保険	0	0	—
海上保険	—	—	—
傷害保険	1,185	1,079	969
自動車保険	26,045	29,339	30,689
自動車損害賠償責任保険	—	—	—
その他	—	—	—
(うち賠償責任保険)	—	—	—
合 計	27,230	30,418	31,658

従業員一人当たり元受正味保険料 49 51 51

(注) 1. 元受正味保険料：元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものをいいます。

2. 従業員一人当たり元受正味保険料：元受正味保険料÷従業員数

-2 受再正味保険料及び支払再保険料

種目	年度		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
火災保険	4	2	2
海上保険	0	—	—
傷害保険	—	—	—
自動車保険	—	—	—
自動車損害賠償責任保険	252	228	250
その他	—	—	△0
(うち賠償責任保険)	—	—	△0
合 計	257	231	253

(注) 受再正味保険料：受再契約に係る収入保険料から受再解約返戻金及び受再その他返戻金を控除したものをいいます。

種目	年度		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
火災保険	0	0	0
海上保険	—	—	—
傷害保険	18	15	23
自動車保険	81	72	2,228
自動車損害賠償責任保険	—	—	—
その他	—	—	—
(うち賠償責任保険)	—	—	—
合 計	99	87	2,252

(注) 支払再保険料：出再契約に係る支払保険料から出再保険返戻金及びその他の再保険収入を控除したものをいいます。

-3 解約返戻金

種目	年度		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
火災保険	—	—	—
海上保険	—	—	—
傷害保険	7	0	0
自動車保険	200	223	251
自動車損害賠償責任保険	4	7	5
その他	—	—	—
(うち賠償責任保険)	—	—	—
合 計	213	230	256

(注) 解約返戻金：元受解約返戻金、受再解約返戻金の合計額をいいます。

-4 保険引受利益

区分	年度		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
保険引受収益	27,401	30,575	33,614
保険引受費用	19,861	20,926	20,496
営業費及び一般管理費	9,020	9,782	8,746
その他収支	0	0	0
保険引受利益	△1,480	△134	4,372

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額であります。

2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額等であります。

3. 保険引受利益＝保険引受収益－保険引受費用－保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収支

-5 種目別保険引受利益

種目	(単位：百万円)			
	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
火災保険		0	0	△1
海上保険		0	—	—
傷害保険		△166	△507	△610
自動車保険		△1,313	372	4,984
自動車損害賠償責任保険		—	—	—
その他		0	0	0
(うち賠償責任保険)		0	0	0
合 計		△1,480	△134	4,372

-6 正味支払保険金及び元受正味保険金

種目	(単位：百万円)			
	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
火災保険		△0	0	△0
海上保険		△0	—	—
傷害保険		576	583	500
自動車保険		12,762	15,864	17,233
自動車損害賠償責任保険		154	185	226
その他		0	0	△0
(うち賠償責任保険)		0	0	0
合 計		13,494	16,633	17,960

(注) 正味支払保険金：元受及び受再契約に係る支払保険金から出再契約に係る回収再保険金を控除したものをいいます。

種目	(単位：百万円)			
	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
火災保険		—	—	—
海上保険		—	—	—
傷害保険		577	583	501
自動車保険		12,762	15,881	17,557
自動車損害賠償責任保険		—	—	—
その他		0	—	—
(うち賠償責任保険)		—	—	—
合 計		13,340	16,464	18,058

(注) 元受正味保険金：元受契約に係る支払保険金から元受契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

-7 受再正味保険金及び回収再保険金

種目	(単位：百万円)			
	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
火災保険		△0	0	△0
海上保険		△0	—	—
傷害保険		—	0	0
自動車保険		0	0	0
自動車損害賠償責任保険		154	185	226
その他		0	0	△0
(うち賠償責任保険)		0	0	0
合 計		154	185	226

(注) 受再正味保険金：受再契約に係る支払保険金から受再契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

種目	(単位：百万円)			
	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
火災保険		—	—	—
海上保険		—	—	—
傷害保険		0	—	0
自動車保険		—	17	323
自動車損害賠償責任保険		—	—	—
その他		△0	—	—
(うち賠償責任保険)		—	—	—
合 計		0	17	324

(注) 回収再保険金：出再契約に係る回収保険金から出再契約に係る返還金を控除したものをいいます。

-8 未収再保険金

区分	(単位：百万円)			
	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
年度開始時の未収再保険金	(A)	20 (—)	0 (—)	— (—)
当該年度に回収できる事由が発生した額	(B)	0 (—)	17 (—)	324 (—)
当該年度回収等	(C)	20 (—)	17 (—)	133 (—)
年度末の未収再保険金	(A)+(B)-(C)	0 (—)	— (—)	191 (—)

(注) 1. 地震・自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いております。
2. () 内は、第三分野保険に関する数値を表しております。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

2 保険契約に関する指標等

-1 契約者配当金

該当事項はありません。

-2 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

年度	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災保険	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	58.6	58.6
海上保険	542.4	0.0	542.4	—	—	—	—	—	—
傷害保険	54.4	72.1	126.5	58.3	104.9	163.2	57.2	94.8	152.0
自動車保険	55.4	33.1	88.5	60.7	31.1	91.8	67.8	26.1	93.9
自動車損害賠償責任保険	61.2	0.0	61.2	81.1	—	81.1	90.5	—	90.5
その他	0.0	0.0	0.0	—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任保険)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	55.4	34.4	89.8	60.8	33.4	94.2	67.6	28.0	95.6

- (注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ (正味収入保険料)
 2. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ (正味収入保険料)
 3. 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

-3 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

年度	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災保険	△0.3	0.0	△0.3	0.3	0.0	0.3	—	3,417.2	3,417.2
海上保険	542.4	0.0	542.4	—	—	—	—	—	—
傷害保険	40.6	53.2	93.8	42.3	86.4	128.7	66.7	76.7	143.3
自動車保険	67.2	34.2	101.3	67.2	31.5	98.7	66.1	26.1	92.1
その他	0.0	0.0	0.0	—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任保険)	0.0	0.0	0.0	—	—	—	—	—	—
合計	65.9	35.1	101.0	66.3	33.5	99.8	66.1	27.6	93.7

- (注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 2. 発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 3. 事業費率 = (支払諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 4. 合算率 = 発生損害率 + 事業費率
 5. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額
 6. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額
 7. 医療保険は、販売量が少ない等有意な情報が得られないため、傷害に含めて記載しております。

-4 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	年度		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
国内契約	100%	100%	100%
海外契約	—	—	—

(注) 収入保険料 (元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計) について国内契約及び海外契約の割合を記載しております。

-5 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

年度	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合
平成20年度	1社	99%超
平成21年度	1社	99%超

(注) 「出再先保険会社の数」は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としております。

-6 出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	年度			
	A以上	BBB以上	その他 (格付なし・不明・BB以下)	合計
平成20年度	100%	—%	—%	100%
平成21年度	100%	—%	—%	100%

(注) 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としておりますが、その出再先保険会社はアクサグループ内会社であり、単独の格付を持たないため、上記はアクサグループの格付を記載いたしました。

3 経理に関する指標等

-1 保険契約準備金

種目	(単位：百万円)		
	年度 平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末
火災保険	—	—	—
海上保険	—	—	—
傷害保険	587	439	542
自動車保険	9,432	10,480	11,231
自動車損害賠償責任保険	61	74	91
その他	0	—	—
(うち賠償責任保険)	0	—	—
合 計	10,081	10,995	11,865

種目	(単位：百万円)		
	年度 平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末
火災保険	127	130	133
海上保険	16	16	16
傷害保険	598	580	596
自動車保険	16,305	17,275	13,294
自動車損害賠償責任保険	462	504	523
その他	3	3	3
(うち賠償責任保険)	2	2	2
合 計	17,513	18,511	14,568

責任準備金の残高の内訳

種目	(単位：百万円)					
	平成20年度末					
年度	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合 計
火災保険	61	69	—	—	—	130
海上保険	—	16	—	—	—	16
傷害保険	88	492	0	—	—	580
自動車保険	13,410	3,864	—	—	—	17,275
自動車損害賠償責任保険	504	—	—	—	—	504
その他	—	3	—	—	—	3
(うち賠償責任保険)	—	2	—	—	—	2
合 計	14,065	4,446	0	—	—	18,511

種目	(単位：百万円)					
	平成21年度末					
年度	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合 計
火災保険	64	69	0	—	—	133
海上保険	—	16	—	—	—	16
傷害保険	87	509	0	—	—	596
自動車保険	11,507	1,787	—	—	—	13,294
自動車損害賠償責任保険	523	—	—	—	—	523
その他	—	3	—	—	—	3
(うち賠償責任保険)	—	2	—	—	—	2
合 計	12,182	2,386	0	—	—	14,568

(注) 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る責任準備金については普通責任準備金として記載しております。

-2 責任準備金積立水準

区分	年度		平成20年度末		平成21年度末	
	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金	標準責任準備金	標準責任準備金	標準責任準備金
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金	標準責任準備金	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
積立率		100.0%			100.0%	

- (注) 1. 積立方式及び積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約及び保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。
 2. 保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金について記載しております。
 3. 積立率 = (実際に積立している普通責任準備金 + 払戻積立金) ÷ (下記(1)～(3)の合計額)
 (1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金及び払戻積立金 (保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
 (2) 標準責任準備金対象外契約に係る標準純保険料式により計算した平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに平成13年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金及び払戻積立金
 (3) 平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

-3 期首時点支払備金 (見積り額) の当期末状況 (ラン・オフ・リザルト)

(単位: 百万円)

年度	区分	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握見積り差額
平成18年度		7,021	3,101	3,662	256
平成19年度		8,597	4,027	4,653	△ 83
平成20年度		10,457	5,319	4,870	267
平成21年度		11,443	5,496	5,772	173

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
 2. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 3. 当期把握見積り差額 = 期首支払備金 - (前期以前発生事故に係る当期支払保険金 + 前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

-4 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

自動車 (単位: 百万円)

区分	事故発生年度末	平成18年度			平成19年度			平成20年度			平成21年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金 + 支払備金	事故発生年度末	12,152	/	/	14,377	/	/	16,902	/	/	18,237	/	/
	1年後	12,217	0.53	65	14,430	0.37	53	16,845	△ 0.34	△ 57	—	—	—
	2年後	12,048	△ 1.38	△ 168	14,187	△ 1.68	△ 242	—	—	—	—	—	—
	3年後	12,118	0.58	70	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4年後	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
最終損害見積り額		12,118			14,187			16,845			18,237		
累計保険金		11,544			12,824			13,967			12,159		
支払備金		573			1,362			2,877			6,077		

傷害 (単位: 百万円)

区分	事故発生年度末	平成18年度			平成19年度			平成20年度			平成21年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金 + 支払備金	事故発生年度末	567	/	/	497	/	/	514	/	/	629	/	/
	1年後	574	1.23	7	496	△ 0.11	△ 0	535	4.09	21	—	—	—
	2年後	547	△ 4.69	△ 26	518	4.36	21	—	—	—	—	—	—
	3年後	546	△ 0.15	△ 0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4年後	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
最終損害見積り額		546			518			535			629		
累計保険金		537			484			447			229		
支払備金		8			34			87			399		

賠償責任保険 該当事項はありません

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
 2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
 3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。
 4. 本表は平成18年度からの開示であるため、「累計保険金 + 支払備金」の数値のうち薄い網掛けの「—」部分については該当がありません。

-5 引当金明細表

(単位：百万円)

区分	年度 平成19年度 年度末残高	平成20年度		
		増加額	減少額	年度末残高
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—
	個別貸倒引当金	26	26	26
	特定海外債権引当勘定	—	—	—
退職給付引当金	349	138	39	448
役員退職慰労引当金	12	18	—	30
賞与引当金	168	190	168	190
価格変動準備金	11	1	—	12
合 計	567	374	234	707

(単位：百万円)

区分	年度 平成20年度 年度末残高	平成21年度		
		増加額	減少額	年度末残高
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—
	個別貸倒引当金	26	26	29
	特定海外債権引当勘定	—	—	—
退職給付引当金	448	188	22	613
役員退職慰労引当金	30	6	1	35
賞与引当金	190	190	190	190
価格変動準備金	12	3	—	16
合 計	707	418	240	885

-6 貸付金償却の額

該当事項はありません。

-7 資本金等明細表

(単位：百万円)

区分	年度 平成19年度 年度末残高	平成20年度		
		増加額	減少額	年度末残高
資 本 金	17,221	—	—	17,221
うち既発行株式	普通株式 344,430株	—株	—株	344,430株
資本準備金及び その他資本剰余金	(資本準備金) 株式払込剰余金 15,721	—	—	15,721
	合計 15,721	—	—	15,721
利益準備金及び 任意積立金	利益準備金 —	—	—	—
	任意積立金 —	—	—	—
合計	—	—	—	—

(単位：百万円)

区分	年度 平成20年度 年度末残高	平成21年度		
		増加額	減少額	年度末残高
資 本 金	17,221	—	—	17,221
うち既発行株式	普通株式 344,430株	—株	—株	344,430株
資本準備金及び その他資本剰余金	(資本準備金) 株式払込剰余金 15,721	—	—	15,721
	合計 15,721	—	—	15,721
利益準備金及び 任意積立金	利益準備金 —	—	—	—
	任意積立金 —	—	—	—
合計	—	—	—	—

-8 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計算方法	<p>○増加する発生損害額＝既経過保険料×1%</p> <p>○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。</p> <p>○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額</p> <p>○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額</p>
経常利益の減少額	117百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額 195百万円

(注) 地震保険、自動車損害賠償責任保険については、ノース・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しております。

-9 事業費（含む損害調査費）

区分	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費		3,477	3,951	4,160
物件費		6,919	7,441	6,326
税金		298	337	349
火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金		—	—	—
保険契約者保護機構に対する負担金		9	11	13
諸手数料及び集金費		404	431	△ 428
合 計		11,109	12,173	10,421

(注) 金額は損益計算書における「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」並びに「諸手数料及び集金費」の合計額であります。

-10 売買目的有価証券運用益明細表

該当事項はありません。

-11 売買目的有価証券運用損明細表

該当事項はありません。

-12 有価証券売却損益及び評価損明細表

区分	平成20年度			平成21年度		
	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損
国債等	298	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	28	—	—	—	—	—
合 計	326	—	—	—	—	—

-13 減価償却費明細表

区分	平成20年度					平成21年度				
	取得原価	平成20年度償却額	償却累計額	平成20年度末残高	償却累計率	取得原価	平成21年度償却額	償却累計額	平成21年度末残高	償却累計率
有形固定資産	1,136	107	779	356	68.6%	1,165	133	908	257	77.9%
建物(営業用)	316	22	165	151	52.2%	325	59	224	100	69.0%
その他の有形固定資産	819	85	614	205	75.0%	840	73	683	156	81.4%
無形固定資産	4,939	531	3,084	1,854	62.5%	5,181	565	3,650	1,531	70.4%
ソフトウェア	4,939	531	3,084	1,854	62.5%	5,181	565	3,650	1,531	70.4%
合 計	6,075	638	3,864	2,211		6,347	698	4,558	1,789	

(注) 1. 有形固定資産の減価償却は、定率法により行っております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によることとなります。
 2. ソフトウェアについては、当社内における利用可能期間（原則5年）に基づく定額法によることとなります。
 3. 建物の平成21年度償却額には、本社移転に伴う臨時償却費39百万円が含まれております。

-14 固定資産処分損益明細表

区分	(単位：百万円)			
	年度		年度	
	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
	処分益	処分損	処分益	処分損
有形固定資産	0	3	—	1
建物	—	—	—	0
その他の有形固定資産	0	3	—	0
無形固定資産	—	1	—	—
ソフトウェア	—	1	—	—
ソフトウェア仮勘定	—	0	—	—
合 計	0	5	—	1

-15 賃貸用不動産等減価償却明細表

該当事項はありません。

-16 リース取引

該当事項はありません。

4 資産運用に関する指標等

-1 資産運用方針

当期末の総資産は 38,796百万円、運用資産は 32,614百万円となりました。資産の運用にあたりましては営業資金の安定的な確保を目的とし、安全性・流動性に留意しつつ、効率的な運用に努めております。

-2 預貯金

区分	(単位：百万円)			
	年度	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末
当座預金		1	1	3
普通預金		5,315	18,112	15,601
合 計		5,317	18,113	15,605

-3 資産運用の概況

区分	(単位：百万円)						
	年度	平成19年度末		平成20年度末		平成21年度末	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
預貯金		5,317	16.0%	18,113	51.3%	15,605	40.2%
コールローン		—	—	—	—	—	—
買現先勘定		—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金		—	—	—	—	—	—
買入金銭債権		—	—	—	—	—	—
商品有価証券		—	—	—	—	—	—
金銭の信託		—	—	—	—	—	—
有価証券		21,862	65.8%	6,152	17.4%	16,689	43.0%
貸付金		—	—	—	—	—	—
土地・建物		384	1.2%	370	1.1%	320	0.8%
運用資産計		27,564	83.0%	24,636	69.8%	32,614	84.1%
総資産		33,201	100.0%	35,284	100.0%	38,796	100.0%

-4 利息配当収入の額及び運用資産利回り（インカム利回り）

(単位：百万円)

区分	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	金額	利回り	金額	利回り	金額	利回り
預貯金	6	0.18%	11	0.13%	3	0.03%
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	235	1.06%	226	1.13%	38	0.14%
貸付金	—	—	—	—	—	—
土地・建物	—	—	—	—	—	—
小計	242	0.92%	237	0.81%	41	0.10%
その他	0	/	0	/	0	/
合計	242	0.92%	237	0.81%	42	0.11%

(注) 1. 利回りは 収入金額 ÷ 月平均運用額 で算出しております。

2. 従来の「運用資産利回り」に加え、2種類の利回り（「資産運用利回り」「時価総合利回り」）を後述の項目にて開示しております。各利回りの計算方法は後述の項目の注記に記載したとおりであります。

-5 資産運用利回り（実現利回り）

(単位：百万円)

区分	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り
預貯金	6	3,558	0.18%	11	8,858	0.13%	3	12,195	0.03%
コールローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有価証券	235	22,303	1.06%	552	19,996	2.77%	38	27,409	0.14%
公社債	226	16,719	1.35%	515	18,679	2.76%	36	27,258	0.13%
株式	—	6	—	1	72	2.38%	1	72	2.38%
外国証券	9	498	1.91%	6	333	2.08%	—	—	—
その他の証券	—	5,080	—	28	912	3.14%	—	78	0.00%
貸付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
土地・建物	—	385	—	—	378	—	—	360	—
金融派生商品	—	/	/	—	/	/	—	/	/
その他	0	/	/	0	/	/	0	/	/
合計	242	26,247	0.92%	564	29,233	1.93%	42	39,965	0.11%

(注) 資産運用利回り：資産運用に係る成果を、当期の期間損益（損益計算書）への寄与の観点から示す指標。分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回り。

・分子=資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用

・分母=取得原価または償却原価による平均残高

-6 (参考) 時価総合利回り

区分	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り
預貯金	6	3,558	0.18%	11	8,858	0.13%	3	12,195	0.03%
コールローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有価証券	908	22,040	4.12%	145	20,405	0.72%	△ 9	27,411	△ 0.03%
公社債	709	16,611	4.27%	141	19,054	0.74%	△ 10	27,259	△ 0.04%
株式	—	6	—	1	72	2.38%	1	72	2.38%
外国証券	4	507	0.81%	3	336	1.01%	—	—	—
その他の証券	194	4,915	3.97%	△ 0	942	△ 0.06%	0	79	0.13%
貸付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
土地・建物	—	385	—	—	378	—	—	360	—
金融派生商品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	0	—	—	0	—	—	0	—	—
合計	915	25,983	3.52%	157	29,643	0.53%	△ 4	39,967	△ 0.01%

(注) 時価総合利回り：時価ベースでの運用効率を示す指標。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回り。

・分子=(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)+(当期末評価差額-前期末評価差額)

・分母=取得原価または償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額

-7 海外投融資残高及び利回り

区分	平成19年度末		平成20年度末		平成21年度末		
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比	
外貨建	外国公社債	—	—	—	—	—	
	外国株式	—	—	—	—	—	
	その他	—	—	—	—	—	
	外貨建資産計	—	—	—	—	—	
円貨建	非居住者貸付	—	—	—	—	—	
	外国公社債	502	8.9%	—	—	—	
	その他	5,110	91.1%	79	100.0%	79	100.0%
	円貨建資産計	5,612	100.0%	79	100.0%	79	100.0%
合計	5,612	100.0%	79	100.0%	79	100.0%	
海外投融資利回り	運用資産利回り (インカム利回り)	0.17%	0.56%	—	—		
	資産運用利回り (実現利回り)	0.17%	2.86%	—	—		
	(参考) 時価総合利回り	3.67%	0.22%	0.13%	—		

(注) 「海外投融資利回り」の各利回りの計算方法は、前述に記載している各項目の注記のとおりであります。

-8 商品有価証券

該当事項はありません。

-9 商品有価証券の平均残高及び売買高

該当事項はありません。

-10 保有有価証券の種類別残高・構成比

(単位：百万円)

区分	平成19年度末		平成20年度末		平成21年度末	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
国債	16,177	74.0%	6,000	97.5%	10,063	60.3%
地方債	—	—	—	—	2,132	12.8%
社債	—	—	—	—	4,341	26.0%
株式	72	0.3%	72	1.2%	72	0.4%
外国証券	502	2.3%	—	—	—	—
その他の証券	5,110	23.4%	79	1.3%	79	0.5%
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—
合計	21,862	100.0%	6,152	100.0%	16,689	100.0%

-11 保有有価証券利回り

運用資産利回り

区分	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
公社債		1.35%	1.16%	0.13%
株式		—	2.38%	2.38%
外国証券		1.91%	2.08%	—
その他の証券		—	—	—
合計		1.06%	1.13%	0.14%

資産運用利回り

区分	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
公社債		1.35%	2.76%	0.13%
株式		—	2.38%	2.38%
外国証券		1.91%	2.08%	—
その他の証券		—	3.14%	0.00%
合計		1.06%	2.77%	0.14%

時価総合利回り

区分	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
公社債		4.27%	0.74%	△ 0.04%
株式		—	2.38%	2.38%
外国証券		0.81%	1.01%	—
その他の証券		3.97%	△ 0.06%	0.13%
合計		4.12%	0.72%	△ 0.03%

(注) 資産運用利回り及び時価総合利回りの計算方法は前述の-5資産運用利回り(実現利回り)、-6(参考)時価総合利回りの注記に記載しております。

-12 有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位：百万円)

年度

区分	平成20年度末						合計
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国債	6,000	—	—	—	—	—	6,000
地方債	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	72	72
外国証券	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	79	79
合計	6,000	—	—	—	—	151	6,152

(単位：百万円)

年度

区分	平成21年度末						合計
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国債	—	—	5,059	—	5,004	—	10,063
地方債	1,008	1,124	—	—	—	—	2,132
社債	100	4,240	—	—	—	—	4,341
株式	—	—	—	—	—	72	72
外国証券	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	79	79
合計	1,109	5,364	5,059	—	5,004	151	16,689

-13 業種別保有株式の額
該当事項はありません。

-14 貸付金の残存期間別の残高
該当事項はありません。

-15 担保別貸付金残高
該当事項はありません。

-16 用途別の貸付金残高及び構成比
該当事項はありません。

-17 業種別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合
該当事項はありません。

-18 規模別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合
該当事項はありません。

-19 貸付金地域別内訳
該当事項はありません。

-20 国内企業向け貸付金残存期間別残高
該当事項はありません。

-21 劣後特約付貸付金残高
該当事項はありません。

-22 有形固定資産明細表

区分	年度		(単位：百万円)
	平成20年度末	平成21年度末	
土地	219	219	
営業用	219	219	
賃貸用	—	—	
建物	151	100	
営業用	151	100	
賃貸用	—	—	
建設仮勘定	—	—	
営業用	—	—	
賃貸用	—	—	
合計	370	320	
営業用	370	320	
賃貸用	—	—	
リース資産	—	—	
その他の有形固定資産	205	156	
有形固定資産合計	575	476	

5 特別勘定に関する指標

-1 特別勘定資産残高
該当事項はありません。

-2 特別勘定資産
該当事項はありません。

-3 特別勘定の運用収支
該当事項はありません。

03 業績データ 財産の状況

1 財務諸表

当社は会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書についてあらた監査法人の監査を受けております。

1 貸借対照表

科目	(単位：百万円)		
	年度 平成20年度末 <small>(平成21年3月31日現在)</small>	平成21年度末 <small>(平成22年3月31日現在)</small>	増減額
資産の部			
現金及び預貯金	18,114	15,606	△ 2,508
現金	1	1	—
預貯金	18,113	15,605	△ 2,508
有価証券	6,152	16,689	10,537
国債	6,000	10,063	4,062
地方債	—	2,132	2,132
社債	—	4,341	4,341
株式	72	72	—
その他の証券	79	79	0
有形固定資産	575	476	△ 98
土地	219	219	—
建物	151	100	△ 50
その他の有形固定資産	205	156	△ 48
無形固定資産	2,131	1,979	△ 152
ソフトウェア	1,854	1,531	△ 322
ソフトウェア仮勘定	275	446	170
その他の無形固定資産	1	1	—
その他資産	8,336	4,073	△ 4,262
代理店貸	77	57	△ 19
外国再保険貸	—	160	160
未収金	6,483	2,024	△ 4,459
未収収益	1	3	2
預託金	169	272	102
地震保険預託金	59	62	3
仮払金	1,545	1,492	△ 53
貸倒引当金	△ 26	△ 29	△ 2
資産の部合計	35,284	38,796	3,511

(平成21年度の注記事項)

- 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
 - その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
 - その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法により行っております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によることとなります。
- 資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却については、当社内における利用可能期間（原則5年）に基づく定額法によることとなります。
- 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。

科目	(単位：百万円)		
	年度 平成20年度末 <small>(平成21年3月31日現在)</small>	平成21年度末 <small>(平成22年3月31日現在)</small>	増減額
負債の部			
保険契約準備金	29,507	26,433	△ 3,073
支払備金	10,995	11,865	869
責任準備金	18,511	14,568	△ 3,943
その他負債	1,933	3,959	2,026
外国再保険借	—	1,266	1,266
未払法人税等	102	88	△ 14
預り金	18	24	6
未払金	906	876	△ 29
仮受金	905	1,702	797
退職給付引当金	448	613	165
役員退職慰労引当金	30	35	5
賞与引当金	190	190	0
特別法上の準備金	12	16	3
価格変動準備金	12	16	3
繰延税金負債	0	—	△ 0
負債の部合計	32,122	31,249	△ 872
純資産の部			
資本金	17,221	17,221	—
資本剰余金	15,721	15,721	—
資本準備金	15,721	15,721	—
利益剰余金	△ 29,782	△ 25,351	4,431
その他利益剰余金	△ 29,782	△ 25,351	4,431
繰越利益剰余金	△ 29,782	△ 25,351	4,431
株主資本合計	3,160	7,591	4,431
その他有価証券評価差額金	1	△ 44	△ 46
評価・換算差額等合計	1	△ 44	△ 46
純資産の部合計	3,161	7,546	4,384
負債及び純資産の部合計	35,284	38,796	3,511

- 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。

また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、対象資産の所管部門が資産査定を実施し、当該部署から独立した経理部並びに業務監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に充てるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づいて、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数に

よる定額法により発生年度から費用処理することとしております。

(会計方針の変更)

当事業年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)〔企業会計基準第19号 平成20年7月31日〕を適用しております。なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

7. 役員退職慰労引当金は役員の退職金の支払いに備えるため、内規に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。
8. 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額に基づいて計上しております。
9. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
10. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は、税込方式によっております。
なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。

11. 金融商品の時価等に関する事項は以下のとおりであります。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資産の運用にあたっては、保険業法第97条及び保険業法施行規則第47条、48条等の関連法令・規則、及び内規等を遵守しており、安全性、流動性、及び収益性に配慮し、最小限のリスクで安定した収益の確保を目指して、主として国内債券への投資を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

保有する有価証券は、主に日本国債、地方債及び政府保証債であり、それぞれ信用リスク及び市場リスクに晒されております。また、未収金は主に保険料の収納代行先に対する債権であり、収納代行先の信用リスクに晒されております。なお、預貯金は高格付けの金融機関にて管理しており、未払金は短期間で決済される一般経費が大半であるため、リスクは僅少と考えております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、資産運用に伴うリスクに関する基本事項を定め、社内外に存するリスクに対処し、顧客の資産、株主資本の維持を図ることを基本原則とし、資産運用リスク管理方針を制定しております。また、当方針の円滑な運営に資するため、資産運用規則を制定しております。当規則に従い、資産運用部門は適正な運用を行うとともに、資産運用全体のリスクを管理する組織として「資産運用委員会」を設置し、運用リスク評価の検証を行っております。各リスクの管理体制は、以下のとおりであります。

(信用リスク)

当社の資産運用規則に従い、有価証券の保有は投資適格のものに限定しており、リスク評価担当部門が有価証券の発行体の格付け状況を随時モニタリングしており、格付けの動向次第では、運用規則に沿って資産の売却を検討します。また、未収金につきましては、経理部が月次で勘定精査を行い、長期滞留の未然防止に努めております。

(市場リスク)

資産運用委員会が定める所定の金利ストレスシナリオ下においても、適正なソルベンシー・マージン比率を維持できるポートフォリオの構築を行っており、当該ストレステスト結果については、四半期毎にリスク管理部へ報告しております。また、リスク評価担当部門は、有価証券の時価を定期的にモニタリングし、時価の顕著な下落が認められた場合には、速やかに資産運用委員会にて協議する体制を整えております。

(資金繰りに係る流動性リスク)

当社では、必要な手元流動性所要額を資産運用規則に定め、リスク評価担当部門が、当該所要額の確保状況を随時モニタリングしており、当該検証結果については、四半期毎にリスク管理部へ報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注2) 参照)

(単位：百万円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	15,606	15,606	—
(2) 有価証券	16,617	16,617	—
その他有価証券	16,617	16,617	—
(3) 未収金	2,024	2,024	—
資産計	34,248	34,248	—
(1) 未払金	876	876	—
負債計	876	876	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預貯金、(3) 未収金及び(1) 未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

(2) 有価証券

保有有価証券の時価は、日本証券業協会の公表する価格によっております。一部日本証券業協会で公表されない商品については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分 貸借対照表計上額

非上場株式 72

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

12. 有形固定資産の減価償却累計額は908百万円であります。

13. 親会社に対する金銭債務総額は3百万円であります。

14. 繰延税金資産の総額は8,046百万円でありますが、評価性引当額としてその全額を繰延税金資産の総額から控除しております。繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、税務上の繰越欠損金 6,029百万円、責任準備金 893百万円であります。

15. 支払備金及び責任準備金の内訳は次のとおりであります。

(支払備金)

支払備金(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	12,234百万円
同上にかかる出再支払備金	460百万円
差引(イ)	11,773百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(口)	91百万円
計(イ+口)	11,865百万円

(責任準備金)

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	13,500百万円
同上にかかる出再責任準備金	1,905百万円
差引(イ)	11,595百万円
その他の責任準備金(口)	2,973百万円
計(イ+口)	14,568百万円

16. 1株当たりの純資産額は21,909円55銭であります。算定上の基礎である純資産額は7,546百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の当期末発行済株式数は344千株であります。

17. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	△ 743百万円
未積立退職給付債務	△ 743百万円
未認識数理計算上の差異	129百万円
退職給付引当金	△ 613百万円

(2) 退職給付債務の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	1.3%
数理計算上の差異の処理年数	5年

18. 当事業年度末日後に、翌事業年度以降の財産または損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。

19. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2 損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度		増減額
	平成20年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	
経常収益	31,138	33,665	2,526
保険引受収益	30,575	33,614	3,039
正味収入保険料	30,562	29,659	△ 902
積立保険料等運用益	12	12	△ 0
責任準備金戻入額	—	3,943	3,943
資産運用収益	551	30	△ 521
利息及び配当金収入	237	42	△ 195
有価証券売却益	326	—	△ 326
積立保険料等運用益振替	△ 12	△ 12	0
その他経常収益	11	19	8
貸倒引当金戻入額	0	—	△ 0
その他の経常収益	10	19	9
経常費用	30,721	29,256	△ 1,465
保険引受費用	20,926	20,496	△ 430
正味支払保険金	16,633	17,960	1,327
損害調査費	1,950	2,094	143
諸手数料及び集金費	431	△ 428	△ 859
支払備金繰入額	913	869	△ 43
責任準備金繰入額	997	—	△ 997
その他保険引受費用	0	0	0
資産運用費用	—	—	—
営業費及び一般管理費	9,791	8,755	△ 1,035
その他経常費用	3	4	0
貸倒引当金繰入額	—	3	3
貸倒損失	—	0	0
保険業法第113条繰延資産償却費	—	—	—
その他の経常費用	3	0	△ 3
経常利益	416	4,408	3,992
特別利益	28	85	56
固定資産処分益	0	—	△ 0
その他特別利益	28	85	56
特別損失	6	44	37
固定資産処分損	5	1	△ 4
特別法上の準備金繰入額	1	3	2
(価格変動準備金繰入額)	(1)	(3)	(2)
その他特別損失	—	39	39
税引前当期純利益	438	4,449	4,011
法人税及び住民税	18	18	0
法人税等合計	18	18	0
当期純利益	420	4,431	4,010

(平成21年度の注記事項)

1. 親会社との取引による収益の総額は8百万円、費用の総額は21百万円であります。

2. ①正味収入保険料の内訳は、次のとおりであります。

収入保険料	31,911百万円
支払再保険料	2,252百万円
差引	29,659百万円

②正味支払保険金の内訳は、次のとおりであります。

支払保険金	18,284百万円
回収再保険金	324百万円
差引	17,960百万円

③諸手数料及び集金費の内訳は、次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	432百万円
出再保険手数料	861百万円
差引	△ 428百万円

④支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は、

次のとおりであります。

支払備金繰入額 (出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	783百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	△ 69百万円
差引(イ)	853百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に かかる支払備金繰入額(口)	16百万円
計(イ+口)	869百万円

⑤責任準備金繰入額（△は責任準備金戻入額）の内訳は、

次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除前)	△ 15百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	1,888百万円
差引(イ)	△ 1,904百万円
その他の責任準備金繰入額(口)	△ 2,038百万円
計(イ+口)	△ 3,943百万円

⑥利息及び配当金収入の内訳は、次のとおりであります。

預貯金利息	3百万円
有価証券利息・配当金	38百万円
その他利息・配当金	0百万円
計	42百万円

3. 1株当たりの当期純利益は12,864円86銭であります。

算定上の基礎である当期純利益は4,431百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は344千株であります。なお、潜在株式がないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は算出しておりません。

4. 損害調査費、営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は188百万円であり、その内訳は次のとおりであります。

勤務費用	134百万円
利息費用	7百万円
数理計算上の差異の費用処理額	40百万円
転籍者退職一時金	5百万円
退職給付費用	188百万円

5. その他特別利益の内訳は、広告宣伝費のアクサ・エス・アー負担分の入金50百万円、IT外部委託先からのリポート20百万円、コンタクトセンター設立に伴う企業立地促進補助金等13百万円であります。

6. その他特別損失は、本社移転に伴う固定資産臨時償却費39百万円であります。

7. 関連当事者との取引

兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	アクサ生命保険株式会社	東京都港区	生命保険業	—	代理店手数料・事務費等	317	代理店貸	47
親会社の子会社	アクサ・セッションズ	フランス	保険業	—	出再保険料 出再手数料 出再保険金	2,247 860 323	外国再保険貸 外国再保険借	160 1,265

(1) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等：取引については、通常行われている取引条件等に基づき決定しております。

8. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

3 キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度		増減額
	平成20年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益 (△は損失)	438	4,449	4,011
減価償却費	638	659	20
支払備金の増減額 (△は減少)	913	869	△ 43
責任準備金等の増減額 (△は減少)	997	△ 3,943	△ 4,941
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 0	2	3
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	99	165	66
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	18	5	△ 12
賞与引当金の増減額 (△は減少)	21	0	△ 21
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	1	3	2
利息及び配当金収入	△ 237	△ 42	195
有価証券関係損益 (△は益)	△ 326	—	326
有形固定資産関係損益 (△は益)	5	40	35
その他資産 (除く投資活動関連・財務活動関連) の増減額 (△は増加)	△ 1,020	△ 707	312
その他負債 (除く投資活動関連・財務活動関連) の増減額 (△は減少)	8	2,026	2,018
小計	1,558	3,531	1,972
利息及び配当金の受取額	289	67	△ 222
その他	—	—	—
法人税等の支払額	△ 10	△ 19	△ 8
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,837	3,579	1,741
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△ 22,994	△ 194,212	△ 171,218
有価証券の売却・償還による収入	34,035	188,160	154,125
資産運用活動計	11,041	△ 6,051	△ 17,093
(営業活動及び資産運用活動計)	12,879	△ 2,472	△ 15,351
有形固定資産の取得による支出	△ 86	△ 35	51
有形固定資産の売却による収入	3	—	△ 3
投資活動によるキャッシュ・フロー	10,958	△ 6,087	△ 17,045
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	12,796	△ 2,508	△ 15,304
現金及び現金同等物期首残高	5,318	18,114	12,796
現金及び現金同等物期末残高	18,114	15,606	△ 2,508

(注) 1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係
(平成22年3月31日現在)

現金及び預貯金	15,606百万円
有価証券	16,689百万円
現金同等物以外の有価証券	△ 16,689百万円
現金及び現金同等物	15,606百万円

2. 重要な非資金取引は該当ありません。

3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

4 株主資本等変動計算書

科目	年度		(単位：百万円)	
	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
			(平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	(平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)
株主資本				
資本金	前期末残高	17,221		17,221
	当期変動額			
	当期変動額合計	—		—
	当期末残高	17,221		17,221
資本剰余金	前期末残高	15,721		15,721
資本準備金	当期変動額			
	当期変動額合計	—		—
	当期末残高	15,721		15,721
資本剰余金合計	前期末残高	15,721		15,721
	当期変動額			
	当期変動額合計	—		—
	当期末残高	15,721		15,721
利益剰余金	前期末残高	△ 30,203		△ 29,782
繰越利益剰余金	当期変動額			
	当期純利益(△は当期純損失)	420		4,431
	当期変動額合計	420		4,431
	当期末残高	△ 29,782		△ 25,351
利益剰余金合計	前期末残高	△ 30,203		△ 29,782
	当期変動額			
	当期純利益(△は当期純損失)	420		4,431
	当期変動額合計	420		4,431
	当期末残高	△ 29,782		△ 25,351
株主資本合計	前期末残高	2,739		3,160
	当期変動額			
	当期純利益(△は当期純損失)	420		4,431
	当期変動額合計	420		4,431
	当期末残高	3,160		7,591
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金	前期末残高	261		1
	当期変動額			
	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 260		△ 46
	当期変動額合計	△ 260		△ 46
	当期末残高	1		△ 44
評価・換算差額等合計	前期末残高	261		1
	当期変動額			
	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 260		△ 46
	当期変動額合計	△ 260		△ 46
	当期末残高	1		△ 44
純資産合計				
	前期末残高	3,001		3,161
	当期変動額			
	当期純利益(△は当期純損失)	420		4,431
	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 260		△ 46
	当期変動額合計	160		4,384
	当期末残高	3,161		7,546

(注) 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	(単位：千株)			
	平成20年度末 株式数	平成21年度 増加株式数	平成21年度 減少株式数	平成21年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	344	—	—	344

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

5 一株当たり配当等

区分	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一株当たり配当金		—円—銭	—円—銭	—円—銭
配当性向		—	—	—
一株当たり当期純利益（△は損失）		△11,070円17銭	1,219円78銭	12,864円86銭

(注) 1株当たり当期純利益(または損失)は $\frac{\text{当期純利益(または損失)}}{\text{期中平均株数(加重平均)}}$ により算出しております。

6 一株当たり純資産額

区分	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一株当たり純資産額		8	9	21

(単位：千円)

7 一人当たり総資産

区分	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
従業員一人当たり総資産		59	59	63

(単位：百万円)

2 リスク管理債権

該当事項はありません。

3 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当事項はありません。

4 債務者区分に基づいて区分された債権

該当事項はありません。

5 保険金等の支払い能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

項目	年度		(単位: 百万円、%)
	平成20年度末	平成21年度末	
(A)ソルベンシー・マージン総額	7,560	9,884	
資本金または基金等	3,160	7,591	
価格変動準備金	12	16	
危険準備金	0	0	
異常危険準備金	4,506	2,450	
一般貸倒引当金	—	—	
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	2	△ 44	
土地の含み損益	△ 121	△ 128	
払戻積立金超過額	—	—	
負債性資本調達手段等	—	—	
意図的保有による控除額	—	—	
その他	—	—	
(B)リスクの合計額			
$\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2+R_5+R_6}$	2,795	3,034	
一般保険リスク (R ₁)	2,253	2,438	
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	—	—	
予定利率リスク (R ₃)	0	0	
資産運用リスク (R ₄)	245	323	
経営管理リスク (R ₅)	88	97	
巨大災害リスク (R ₆)	440	476	
(C)ソルベンシー・マージン比率 [(A)/(B)×1/2]×100	541.0	651.5	

(注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。
 なお、「資本金または基金等」は、純資産の部の合計額から社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を控除した額であります。

〈ソルベンシー・マージン比率〉

- 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(上表の「(A) ソルベンシー・マージン総額」)の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))であります。
- 「通常の予測を超える危険」とは次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ① 保険引受上の危険(一般保険リスク)(第三分野保険の保険リスク): 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く。)

- ② 予定利率上の危険(予定利率リスク): 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ③ 資産運用上の危険(資産運用リスク): 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ④ 経営管理上の危険(経営管理リスク): 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑥以外のもの
 - ⑤ 巨大災害に係る危険(巨大災害リスク): 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
- 「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額であります。
 - ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払い能力の充実の状況が適当である」とされております。

6 時価情報等

1 有価証券

-1 売買目的有価証券

該当事項はありません。

-2 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

-3 その他有価証券で時価のあるもの

区分	年度	平成20年度末			平成21年度末		
		取得原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えるもの	公社債	5,999	6,000	1	—	—	—
	株式	—	—	—	—	—	—
	外国証券	—	—	—	—	—	—
	その他	78	79	1	78	79	1
	小計	6,078	6,080	2	78	79	1
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えないもの	公社債	—	—	—	16,583	16,537	△ 46
	株式	—	—	—	—	—	—
	外国証券	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
合計		6,078	6,080	2	16,662	16,617	△ 44

(単位：百万円)

-4 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

(1) 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

(2) その他有価証券

株式 72百万円

2 金銭の信託

該当事項はありません。

6 有価証券関連デリバティブ取引

(7)に掲げるものを除く。

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引

(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)

該当事項はありません。

7 金融取引法に規定する有価証券先物取引 もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引

(国債証券等及び金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る。)

該当事項はありません。

4 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当事項はありません。

5 先物外国為替取引

該当事項はありません。

代表者による財務諸表の確認

本ディスクロージャー誌に掲載の財務諸表の適正性及びそれらの作成に係る内部監査の有効性は、当社の代表取締役社長が確認を行っております。

04 会社概要

- 設立 平成10年(1998年)6月
- 資本金 172億21百万円
- 総資産 387億96百万円
- 本社所在地 東京都台東区寿2-1-13

1 株主・株式の状況

1 基本事項

- 定時株主総会開催時期 4月1日から4ヵ月以内
 - 決算期 3月31日
 - 公告の方法 官報に掲載
- ただし、保険業法の規定により行う公告は、東京都内で発行する産業経済新聞に掲載。決算公告については、当社のホームページ (<http://www.axa-direct.co.jp/Company/axadirect.html#kessan>) において提供いたします。

2 大株主の状況

平成22年(2010年)6月30日現在

氏名または名称	住所	所有株式数(株)	発行株式総数に対する所有株式数の割合(%)
アクサ ジャパン ホールディング株式会社	東京都港区白金1-17-3	344,430	100
計	—	344,430	100

3 資本金

※過去の推移

年月日	発行済株式数(株)	資本金(百万円)	摘要
平成18年(2006年)3月29日	299,430	14,971.5	増資
平成18年(2006年)9月29日	319,430	15,971.5	増資
平成19年(2007年)3月29日	344,430	17,221.5	増資

4 最近の社債発行

該当事項はありません。

2 役員の状況

取締役及び監査役 平成22年（2010年）6月30日現在

取締役

取締役会長（非常勤）	ギ・マルシア
代表取締役社長	藤井 靖之
取締役	石田 一夫
取締役	齋藤 貴之
取締役	喜多 暢之
取締役	ニコラ・エブラン
取締役	足立 正之
取締役（非常勤）	松田 貴夫
取締役（非常勤）	ヤン・ヴァン・デン・ベルグ

監査役

常勤監査役	府川 峰夫
監査役（非常勤）	アレックス・木村
監査役（非常勤）	フィリップ・キュテック

3 従業員の状況

平成22年（2010年）3月31日現在

従業員数	613名
平均年齢	35.7歳
平均勤続年数	3.1年

1 採用方針

当社は、人材の多様性が企業の活力を維持し、発展させていく要因であるとの信念と、人権尊重の考え方に基づき、採用を行うことを基本方針としております。採用にあたっては、職務に必要なスキルや経験、本人の適性や可能性等を考慮しつつ、人物本位の選考を行っております。

2 研修制度とキャリアパス

当社は開業以来、着実な成長を遂げ、現在もその成長を継続している、非常に活力あふれる若い会社です。設立当初から業務に携わった従業員や意欲あふれる若手社員から多くの管理職が育ち、登用されております。また、AXAグループのビジョン及び通信販売を理解する従業員を育て、一人一人が自身の将来に展望をもてるよう、研修制度の充実とキャリアパスへの配慮を図っております。

当社では、上記の育成観点において人事主導の研修を体系化し、キャリアや階層に応じた集合研修を段階的に実施していきます。具体的には、新人層へは主要な知識習得、若手層へはモチベーション向上、中堅層へはコア人材としての自覚を促し、管理職へはマネジメントスキルの習熟等をテーマとした研修です。部門や本部単位の研修では、業務上の要請に応じた課題解決のための研修や担当職務に適した研修をタイム

会社設立より醸成してきた自由闊達な企業文化や、培ってきた業務上のノウハウを、更に継承し、今後のビジネスの成長を確かなものとしていくために、新卒を含む未経験者の採用にも積極的に取り組んでおります。

リーに実施します。全社的な集合研修では、業務知識豊富な従業員を講師とし、部門を超えて専門分野の知識・経験を共有するための勉強会や、企業を取り巻く環境に適切に対応するためのコンプライアンス（法令順守）研修等を実施し、2010年度には、「お客さま中心主義」の浸透を主眼とするAXAグループ共通のプログラムを全従業員に展開しております。また、本年度初めに導入した「自己申告制度」と「社内公募制度」により、従業員のキャリアパスのチャンスを広げ、自己実現に向けたスキルアップと、職場の活性化を図ります。

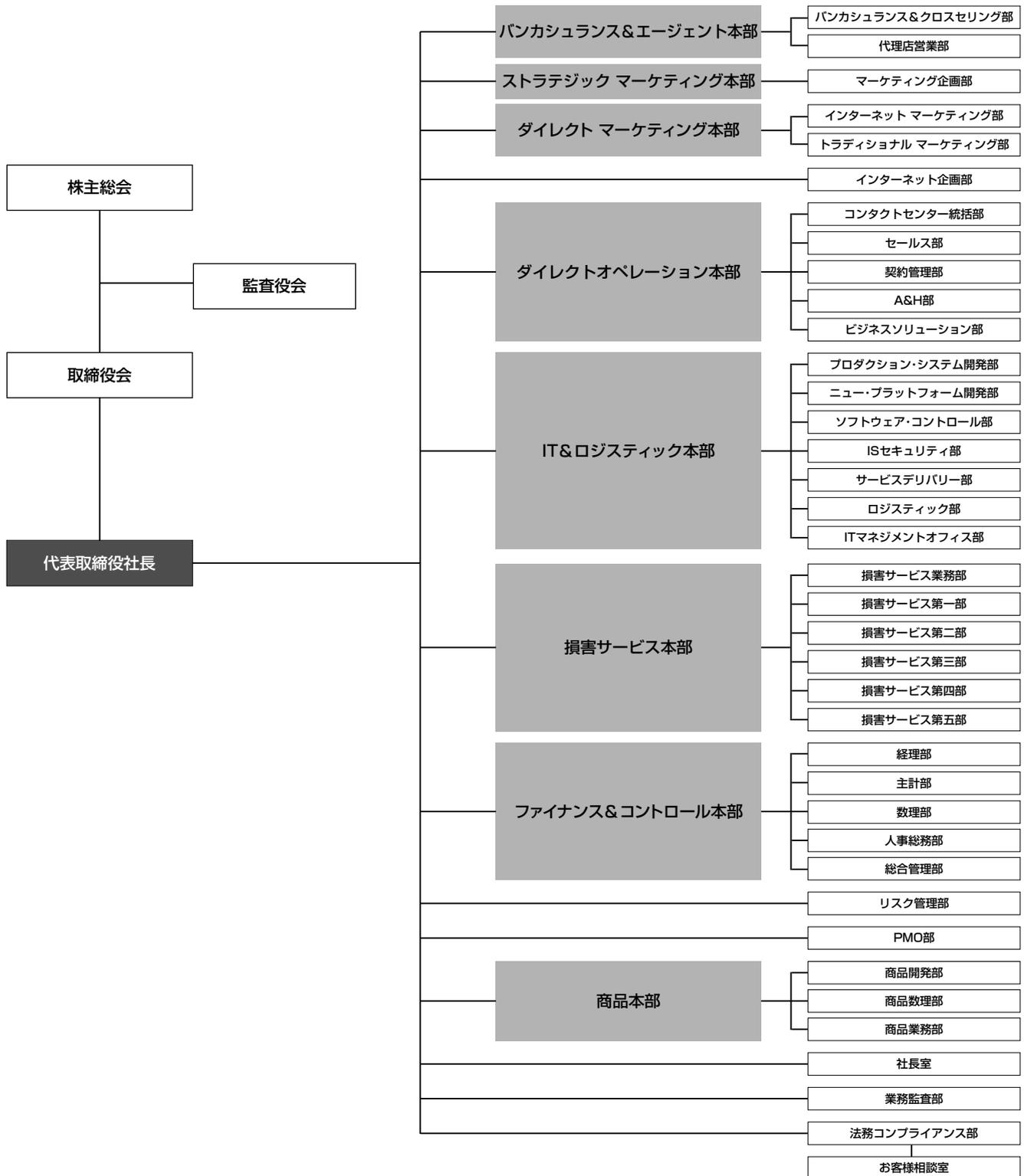
AXAグループが掲げる“Ambition（アンビション）2012”の達成を目指し、従業員から「選ばれる企業」になるために、人材採用と育成を経営の最重要テーマのひとつと位置づけ、常に改善を重ねております。

4 会社の組織

当社の組織図

平成22年(2010年)5月31日現在

構成図は部までとし、部内の課の表示は省略させていただいております。



5 会社の沿革

1 AXAグループについて

AXAグループは、1817年にフランスで生まれ、約9,600万人のお客さまから信頼される世界最大級の保険・資産運用グループです。フィナンシャル・プロテクション（個人顧客から法人顧客まで、あらゆる顧客の絶えず進化し続けるニーズに対し

て、生命保険、損害保険、資産運用の分野のサービスを一生涯にわたって提供するビジネス）をコアビジネスと規定し、世界中で事業活動を展開しております。

沿革

1817年	アクサの前身となる保険会社コンパニー・ダシュランス・ミューチュエル・コントル・ランサンディ設立
1985年	AXA（アクサ）に社名変更
1992年	エクイタブル・ライフ（米）に資本参加、米国へ進出
1994年	100%出資日本法人アクサ生命保険株式会社を設立
1995年	ナショナル・ミューチュアルを買収、オーストラリア、ニュージーランド、香港へ進出
1996年 6月	ニューヨーク証券取引所上場
11月	元フランス国営保険グループUAPと合併、世界最大級の保険グループへ
1998年	100%出資日本法人アクサ損害保険株式会社（当社）を設立
2000年 4月	アクサ・ニチダン、3社体制（アクサ保険ホールディング株式会社、アクサ生命保険株式会社、アクサ グループライフ生命保険株式会社）での事業を開始
2004年 6月	アクサ保険ホールディング、アクサ ジャパン ホールディングに社名変更
7月	AXAフィナンシャル（米）、マネー（MONY）グループ（米）を買収
2005年 4月	AXAブランド 20周年
5月	アクサ生命、アクサグループライフ生命、合併
2006年 12月	ウインタートウル・グループを買収

2 アクサ損害保険株式会社について

アクサ損害保険は、AXAグループの100%出資により1998年に日本法人として設立されました。1999年4月に通信販売による「アクサダイレクト総合自動車保険」の商品認可を受け、同年7月より販売を本格的に開始いたしました。2004年12月、アクサ ジャパン ホールディングの100%子会社となり、

ホールディング傘下において損害保険分野を担う会社として業務を展開しております。ヨーロッパにおけるダイレクト保険のリーディングカンパニーであるAXAの豊富な経験と技術を活かし、日本のお客さまのニーズに合った商品・サービスの提供に努めております。

沿革

1998年 6月	会社設立
10月	損害保険事業免許取得
11月	ユニオン・デ・ザシュランス・ド・パリ・イ・ア・エール・デ（UAP保険会社）日本支社の保険業務を包括移転により継承
1999年 5月	有明にコールセンターを開設
2002年 2月	ローヤル・エクスチェンジ・アッシュアランス（REA）日本支店の保険業務を包括移転により継承
2004年 2月	福井県にコールセンターを開設
12月	株式交換により親会社アクサ・エス・アーからアクサ ジャパン ホールディング株式会社（持株会社）へ変更
2005年 6月	高知県にコールセンターを開設
2007年 1月	横浜オフィスを開設
2010年 4月	大阪オフィスを開設
2010年 5月	旧本社、西葛西オフィス、有明オフィス、埼玉オフィスの各機能を統合し、新本社を東京都台東区に移転

6 企業概要

アクサ ジャパン ホールディング株式会社

2000年3月7日、アクサ生命と日本団体生命(商号変更後:アクサ グループライフ生命)が、株式移転方式で設立した日本初の保険持株会社。株式の98%をAXAが保有する(間接保有を含む)AXAのメンバーカンパニーです。子会社であるアクサ生命、ネクスティア生命、アクサ損害保険を連結する持株会社で子会社各社の経営管理・監督を行なっています。

また資産運用を行なう他のAXAのメンバーカンパニーと連携して、日本のお客さまをサポートするフィナンシャル・プロテクション事業を展開しています。

本社:〒108-8020 東京都港区白金一丁目17番3号 NBFプラチナタワー
03-6737-7700(代表)

設立:2000年3月

資本金:2,087億円

発行済株式数:7,852千株

事業内容:子会社の経営管理・監督

役員

取締役会長(社外取締役) ジョン・アール・デイシー

取締役(社外取締役) シュ・クー

取締役(社外取締役) ヤン・ヴァン・デン・ヴェルグ

取締役(社外取締役) 若月 三喜雄

取締役(社外取締役) 八木 哲雄

取締役 代表執行役社長兼 CEO マーク・ピアソン

取締役 執行役兼 CFO ピーター・エッツェンバッハ

執行役員人事部門長 岩崎 敏信

執行役員ジェネラル・カウンセラー兼法務・コンプライアンス部門長 垣貫 ジョン

執行役員危機管理・事業継続管理室長 ファーハド・ファーシャド

執行役員監査部門長 種村 尚

執行役員広報部門長 福井 由紀子

執行役員チーフ・インベストメント・オフィサー 松山 明弘

執行役員チーフ・リスク・オフィサー 住谷 貢

執行役員フィナンシャルコントロール部門長 アンジェラ・チョイ

執行役員フィナンシャル企画管理部門長 長野 敏

アクサ生命保険株式会社*

アクサ生命保険は1994年に世界最大級の保険・資産運用グループAXAの日本法人として設立され、2000年に日本団体生命保険(商号変更後:アクサ グループライフ生命)と経営統合、2005年に合併し、2009年のアクサ フィナンシャル生命との合併を経て、事業規模を大幅に拡大しました。現在は顧客セグメントに応じた6つの販売チャネル(アクサ CCI、アクサ FA、アクサ FS、アクサ コーポレート、アクサ エージェント、アクサ 金融法人)に専門の教育を受けた社員を配置し、お客さまやビジネスパートナーのニーズに合わせたアドバイスと最適なソリューションをご提供しています。

本社:〒108-8020 東京都港区白金一丁目17番3号 NBFプラチナタワー
03-6737-7777(代表)

設立:1994年7月

資本金:605億円

発行済株式数:210千株

事業内容:生命保険業

役員

取締役会長(社外取締役) 若月 三喜雄

取締役シニアアドバイザー 矢部 進

取締役(社外取締役) 八木 哲雄

取締役(社外取締役) ジョン・アール・デイシー

取締役(社外取締役) 井上 ゆかり

取締役 代表執行役社長兼 CEO マーク・ピアソン

取締役 代表執行役副社長兼 CFO ピーター・エッツェンバッハ

取締役 専務執行役兼 チーフマーケティングオフィサー 松田 貴夫

取締役 専務執行役兼 チーフディストリビューションオフィサー 幸本 智彦

執行役員人事部門長 岩崎 敏信

執行役員ジェネラル・カウンセラー兼法務・コンプライアンス部門長 垣貫 ジョン

執行役員インフォメーションテクノロジー部門長 マーク・プロティエール

執行役員カスタマーサービス部門長 ファーハド・ファーシャド

執行役員監査部門長 種村 尚

執行役員広報部門長 福井 由紀子

ネクスティア生命保険株式会社

ネクスティア生命保険は、2008年4月より営業を開始した日本初のインターネット専業生命保険会社です。アクサ ジャパンホールディング株式会社、SBIホールディング株式会社、ソフトバンク株式会社の出資により設立された、SBIアクサ生命保険株式会社が前身で、2010年2月にアクサ ジャパン ホールディング株式会社の95%子会社となり、2010年5月ネクスティア生命保険株式会社に社名を変更いたしました。お客さまのニーズに合った最適な商品・サービスを、手ごろな保険料でご提供しています。

本社:〒102-0083 東京都千代田区麹町三丁目3番地4

KDX麹町ビル8階

03-5210-1531(代表)

設立:2006年10月13日

(SBIホールディングス株式会社、アクサ ジャパン ホールディング

株式会社、ソフトバンク株式会社の合併会社としてSBI生保設立

準備株式会社を資本金5億円(資本準備金含む)で設立)

資本金:3,750百万円

発行済株式数:15万株

事業内容:生命保険業

役員

取締役会長(非常勤) ファーハド・ファーシャド

代表取締役社長 今井 隆

取締役(非常勤) 住谷 貢

監査役(常勤) 阿部 典達

監査役(非常勤) 長野 敏

監査役(非常勤) 水村 崇

アクサ損害保険株式会社(アクサダイレクト)

アクサ損害保険(アクサダイレクト)は、AXAグループの100%出資により1998年に設立された損害保険会社です。1999年4月には通信販売による「アクサダイレクト総合自動車保険」の承認認可を受け、同年7月より本格的に販売を開始しました。2004年12月、アクサジャパン ホールディングの100%子会社となり、アクサの日本における損害保険分野を担当する会社として業務を展開しています。ヨーロッパにおけるダイレクト保険のリーディングカンパニーであるAXAの豊富な経験と技術を活かし、日本のお客さまのニーズに合った商品・サービスをご提供しています。

本社:〒111-8633 東京都台東区寿2-1-13 偕楽ビル

03-4335-8570(代表)

設立:1998年6月

資本金:172億円

発行済株式数:344千株

事業内容:損害保険業

役員

取締役会長(非常勤) ギ・マルシア

代表取締役社長 藤井 靖之

取締役 石田 一夫

取締役 齋藤 貴之

取締役 喜多 暢之

取締役 ニコラ・エブラン

取締役 足立 正之

取締役(非常勤) 松田 貴夫

取締役(非常勤) ヤン・ヴァン・デン・ベルグ

常勤監査役 府川 峰夫

監査役(非常勤) アレックス・木村

監査役(非常勤) フィリップ・キュテック

※役員は2010年6月30日現在

損害保険用語の解説(50音順)

か行

【価格変動準備金】

保険会社が保有する株式・債権等の価格変動による損失に備えることを目的として積み立てる準備金です。

【過失相殺】

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額を減額することをいいます。

【急激かつ偶然な外来の事故】

突発的に発生する予知されない出来事であり、傷害の原因が身体の外部からの作用によるものをいいます。これらの条件を満たす事故として、交通事故、運動中の転倒、火災・爆発事故等があげられます。

【クーリングオフ】

保険契約の取り消し請求権のことです。損害保険の場合には、保険期間が1年を超える長期契約について、申込日またはクーリングオフ説明書の受領日からその日を含め8日以内であれば契約の取り消しができます。ただし、申込み方法によっては対象外となる契約もあります。

【契約の解除】

契約の当事者の一方からの意思表示によって、契約が初めからなかったと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、保険契約における解除の効力は、解除時点から将来に向かってのみ生ずることとなります。

【告知義務】

保険契約締結の際に、保険会社が告知を求めた事項（告知事項）について事実を正確に告げなくてはならない義務をいいます。

さ行

【再調達価額】

保険契約の目的と同等の物を新たに取得するのに必要な金額をいいます。

【再保険】

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部または全部を他の保険会社に転嫁することをいいます。

【時価額】

再調達価額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

【事業費】

保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」、「諸手数料及び集金費」を総称しています。

【支払備金】

決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金のことをいいます。

【重要事項説明書】

契約者が保険契約締結の際に合理的な判断をなすために必要とされる重要な事項を記載した書面です。

【正味収入保険料】

契約者から直接受け取った保険料（元受保険料）に、再保険料を加減し、積立保険料を控除したもので、保険会社が自ら引き受けている部分の危険に相当する保険料のことです。

【責任準備金】

将来生じうる保険金支払い等保険契約上の債務に対して、法律に基づき保険会社が積み立てる準備金の総称をいいます。普通責任準備金、異常危険準備金、危険準備金、払戻積立金、契約者配当準備金等があります。

【全損】

保険の目的が完全に滅失した場合や、修理、回収に要する費用が保険金額を超えるような場合のことをいいます。

【ソルベンシー・マージン比率】

巨大災害の発生や保有資産の大幅な価格下落等の「通常の予測を超える危険」に対する「資本金、準備金等保険会社が保有する支払余力」の割合をいいます。保険会社の経営の健全性を測る指標のひとつです。

【損害保険料率算出機構】

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された料率算出団体です。損害保険における公正で妥当な保険料率を算出する際の基礎とすることができる参考純率の算出や、自賠責保険の損害調査等を行っております。

【損害率】

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられております。通常は、正味保険金に損害調査費を加えて正味保険料で除した割合を指します。

た行

【第三分野】

生命保険及び損害保険のどちらの固有分野にも属さない傷害・疾病・介護等の保険分野のことです。

【大数の法則】

個々に見れば偶然な事象でも、多数について見れば、そこに一定の確率が見られるという法則のことです。例えばサイコロを振って1の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づいていきます。火災、交通事故、傷害事故等もそれぞれ非常に多数の建物、車、人について考察すると一定の発生頻度が見られます。この法則は保険料率算出上の統計的基礎となっております。

【超過保険・一部保険】

保険金額が保険価額を超えている保険契約を超過保険といい、保険金額が保険価額より少ない保険契約を一部保険といいます。

【重複契約】

同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部が共通する複数の保険契約が存在する場合、広義の重複契約といい、また、複数の保険契約の保険金額の合計額が再調達価額または時価額を超過する場合を狭義の重複保険といいます。

【通知義務】

保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合に、保険会社に遅滞なく連絡しなければならない義務をいいます。

は行

【被保険者】

保険の補償を受ける人、または保険の対象となる人をいいます。

【被保険利益】

ある物に偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係を被保険利益といいます。損害保険契約は損害に対し保険金を支払うことを目的とすることから、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

【分損】

保険の目的の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害をいいます。

【保険価額】

被保険利益を金銭に評価した額であり、保険事故が発生した場合に被保険者が被る可能性のある損害の最高見積額のことで、

【保険期間】

保険会社が保険契約により補償の責任を負う期間のことで、

【保険業法】

保険事業の監督法規と保険事業を営む者の組織及びその行為に関する規定を含む法律です。保険事業が健全に運営されることにより、保険契約者等を保護するために制定されております。

【保険金】

保険事故により、損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことで、

【保険金額】

保険契約において設定する契約金額をいいます。保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額となります。

【保険契約者】

保険会社に対し保険契約の申込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払い義務を負います。

【保険契約準備金】

保険契約に基づく保険金の支払い等の責任を果たすために、保険会社が決算期末に積み立てる準備金で、支払備金、責任準備金等があります。

【保険始期】

保険期間の初日の保険契約の補償が開始されることをいいます。

【保険事故】

保険契約において、保険会社はその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。

【保険の目的】

保険をつける対象のことをいいます。自動車保険での自動車、火災保険での建物・家財がこれにあたります。

【保険引受利益】

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金や損害調査費等の保険引受費用と、保険引受に係る営業費用及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものをいいます。なお、その他収支は自賠責等に係る法人税相当額です。

【保険法】

2010年4月1日より新たに施行された、保険契約の基本ルールに関する法律です。契約者保護の観点より、様々な規定が整備されております。

【保険約款】

保険の内容を定めたものです。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・排除する特約とがあります。

【保険料】

被保険者の被る危険を保険会社が負担するための対価として、保険契約者から領収する金銭のことで、

【保険料率】

保険料率を算出する上で用いる割合で、単位保険金額当たりの保険料の金額で表されております。

ま行**【免責】**

保険金がお支払いできないことをいいます。保険会社は、保険事故が発生した場合、保険契約に基づいて保険金支払いの義務を負いますが、特定の事柄が生じたときは例外としてその義務を免れることとなっております。

【免責金額】

自己負担額のことをいいます。一定金額以下の損害について、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額です。免責金額を超える損害については、免責金額を控除した金額を支払う方式と損害額の全額を支払う方式とがあります。

【免責条項】

保険金をお支払いできない場合について定めた条項のことをいいます。保険約款の条文に「保険金を支払わない場合」等の見出しがつけられております。

【元受保険】

再保険に対する用語で、ある保険契約について再保険契約がなされているとき、再保険契約に対してそのある保険契約を元受保険といえます。また、保険会社が個々の契約者と契約する保険のすべてを指す場合があります。

アクサ損害保険の現状 2010 (ディスクロージャー誌)

平成22年 (2010年) 7月発行

アクサ損害保険株式会社

〒111-8633 東京都台東区寿2-1-13

TEL (03) 4335-8570 FAX (03) 4335-8571

URL <http://www.axa-direct.co.jp>

本誌は保険業法第111条に基づいて作成したディスクロージャー資料です



www.axa-direct.co.jp



アクサ損害保険株式会社

redefining / standards

〒111-8633 東京都台東区寿2-1-13

TEL 03-4335-8570(代表)

<http://www.axa-direct.co.jp/>